

## 福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）

平成27年12月8日（火曜日）午前10時開会

### 出席委員（9名）

委員 長	伊藤 豊美	副委員 長	平山 啓子
委員	藤村 由美子	委員	高久 好一
委員	磯 飛 清	委員	若松 東征
委員	相馬 義一	委員	植木 弘行
委員	中村 芳隆		

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 説明のための出席者

教育部長	伴 内 照 和	教育総務課長	小 林 一 恵
教育総務課長 補佐兼 学校整備 推進室長	田 野 実	総務係長	広 瀬 範 道
給食係長	小 高 久 美	学校教育課参 事兼学校教育 課長	伴 真 貴 子
学校教育課 副参事・ 管理主事	深 澤 桂 一	学校教育課長 補佐兼学校支 援教職員係長	後 藤 修
学校指導係長	松 本 裕 之	英語教育 推進室長	荒 井 毅
児童生徒サポ ートセンター 所長兼児童 生徒係長	平 石 敬 雄	生涯学習課長	久 保 周 二
生涯学習課長 補佐兼生涯学 習係長	鎚 木 寛 子	文化振興係長	小 池 久 史
青少年係長	添 谷 弘 美	那須野が原 博物館館長兼 学芸普及係長	金 井 忠 夫
黒磯公民館長	橋 本 悟	スポーツ振興 課長	宇 都 野 淳

スポーツ振興 課長補佐兼 管理係長	高	橋	力	スポーツ振興 係長	金	子	嘉
保健福祉部長 兼 福祉事務所長	松	江	孝一郎	社会福祉課長	菊	地	富士夫
社会福祉課長 補佐	池	澤	直実	社会福祉係長	大	野	薫
障害福祉係長	増	淵	剛	保護係長	印	南	和也
高齢福祉課長	塩	水	香代子	高齢福祉課長 補佐兼 介護管理係長	三	輪	敦
高齢福祉係長	村	松	隆	介護認定係長	岡		孝子
地域支援係長	藤	田	健司	国保年金課長	稻	垣	昭三郎
国保年金課長 補佐兼 管理係長	岩	崎	栄子	国保年金係長	伊	藤	陽子
健康増進課長 兼黒磯保健セ ンター所長兼 西那須野保健 センター所長	柳	崎	修造	健康増進課長 補佐兼 健康増進係長	田	代	宰士
保健予防係長	黄	木	文子	健康増進係 副主幹	月	井	早苗
健康増進係 副主幹	村	越	邦子	健康増進係 副主幹	根	本	カヨ
市民課長	荒	川	順子	市民課長補佐 兼戸籍係長	戸	山	みどり
市民係長	二ノ	宮	直美	子ども未来 部 長	藤	田	恵子
子育て支援 課長	石	塚	昌章	子育て支援 課長補佐	相	馬	智子
子ども福祉 係長	菊	地	直路	給付係長	後	藤	明美
総合支援係	渋	井	尚子	子ども・子育 て総合支援 センター所長	八	木	澤明美
保育課長	高	久	幸代	保育課長補佐 兼児童係長	室	井	勉
保育係主査	鎌	田	栄治				

出席議会事務局職員

議会事務局  
主査 長 岡 栄 治

議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶

### 3. 審査事項

#### 〔教育部〕

- ・教育部長挨拶

#### 〔教育総務課〕

- ・議案第104号 那須塩原市立幼稚園条例の廃止について

#### 予算審査

- ・議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

#### 〔学校教育課〕

#### 予算審査

- ・議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

#### 〔生涯学習課〕

#### 予算審査

- ・議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

#### 〔スポーツ振興課〕

- ・議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について

#### 予算審査

- ・議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

#### 〔保健福祉部〕

- ・保健福祉部長挨拶

#### 〔市民課〕

- ・議案第97号 那須塩原市住民基本台帳カード利用条例の一部改正について

#### 〔高齢福祉課〕

- ・議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について

#### 予算審査

- ・議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)
- ・議案第90号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第3号)

#### 〔社会福祉課〕

#### 予算審査

- ・議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

#### 〔国保年金課〕

#### 予算審査

- ・議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)
- ・議案第88号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- ・議案第89号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

#### 〔子ども未来部〕

・子ども未来部長挨拶

〔子育て支援課〕

・議案第100号 那須塩原市保育園条例の一部改正について

予算審査

・議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

〔保育課〕

予算審査

・議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

4. その他

5. 閉 会

開会 午前 9時58分

#### 開会及び開議の宣告

長岡事務局主査 皆様、おはようございます。

ただいまから福祉教育常任委員会、あわせまして予算常任委員会第二分科会を開会いたします。

まずは、委員長からご挨拶がございます。

伊藤委員長 おはようございます。

12月の定例会福祉教育常任委員会に出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、今定例会における委員会の審査の方法について申し上げます。

着座のままで失礼させていただきます。

審査は各担当課ごとに行い、それぞれ常任委員会審査、予算常任委員会第二分科会の順に審査を行います。審査の日程はお手元に配付の次第のとおりです。

本日は教育部を先に審査し、教育部が終了次第、保健福祉部、子ども未来部に入りたいと思います。

今定例会で当常任委員会に付託された案件は、条例案件3件、その他の案件2件、予算常任委員会に付託された案件のうち、当第二分科会に審査すべき案件は、一般会計及び特別会計の補正予算案件4件でございます。

各委員には、自由闊達なご意見と慎重な審査をお願いしますとともに、円滑な進行にご協力くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

#### 教育部の審査

伊藤委員長 それでは、ただいまから教育部の審査を始めます。

初めに、伴内教育部長からご挨拶をいただきます。

伴内教育部長（挨拶。）

伊藤委員長 ありがとうございます。

#### 教育総務課の審査

伊藤委員長 それでは、教育総務課所管の常任委員会審査を行います。

#### 議案第104号の説明、質疑、

#### 討論、採決

伊藤委員長 教育総務課の皆さんに申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡素明瞭をお願い申し上げます。

議案第104号 那須塩原市幼稚園条例の廃止についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

小林教育総務課長 それでは、議案書の53ページをお開きください。

議案第104号 那須塩原市幼稚園条例の廃止について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成28年4月に塩原地区に幼保連携型認定こども園が開設されることに伴い塩原幼稚園を廃止することから、その設置について定めた本条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

説明は以上となります。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第104号 那須塩原市幼稚園条例の廃止についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第104号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

#### 議案第87号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 それでは、ここで常任委員会を予算常任委員会第二分科会に切りかえ審査を行います。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

小林教育総務課長 それでは、12月補正予算執行計画書の11ページをお開きいただきたいと思いません。

説明の前に、一部資料を配りたいと思しますので、よろしくをお願いします。

〔資料配付〕

小林教育総務課長 11ページ、10款教育費、1項2目事務局費、事務局管理費2001事業の大山小学校駐車場分筆登記の費の財源、昨日の本会議の質疑の中でも質問を受けていたところなんです、今お配りしました地番を見ていただきたいと思います、まず、大山小学校の北側に道路を挟んだ

大山小学校の砂利駐車場があるのですが、その東側に奥まった部分、突き出た部分といいますが、その部分があるのですが、それにつきましては、歴史的な経過もあって、小学校としても使用を予定がないということで、また、この部分について利用したいというような申し出が事業者からありまして、その分を分筆の上、公売するという、その経費を計上するものです。

次に、1項4目学校運営支援費、スクールバス運行事業、5001事業、縁石撤去39万5,000円ですが、これにつきましては、28年4月に関谷小学校と金沢小学校が統合することから、金沢小学校区の児童がスクールバスを利用することになります。ですので、スクールバスの停留所として10カ所ほど設ける予定なんです、そのうちの3カ所について、縁石がバスの停車に支障を来すということですので、縁石の撤去工事を計上するものです。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 きのう質疑が出ていた件で、まず、事業者から希望があったという今お話しだったんですけども、きのうのお話しでは、何か隣接している方がお使いになるようなニュアンスだったんですが。

伊藤委員長 課長。

小林教育総務課長 この図面で言いますと1088の4という地番の方なんです、この方が、この駐車場としてできるだけこの隣接地を購入したいという希望がありまして、この土地に隣接するのが1093の2と、あと、この細長く切つてあるところなんです、この方、合計3人いらっしゃるんですが、107から1088の4の方以外の2人につ

いては、購入希望の予定もないということで、1088の4の方が購入希望ということで、できればそこを分筆して駐車場にしたいということで考えたところです。

学校の駐車場として今は現行使ってまして、現在170台ぐらいの駐車場用地として使っているところなんです、この部分につきましては、歴史的な経過もあったりということで、ここは学校としてもなるべく使いたくないというようなところがあって、ちょっと荒れた状態になっているような状況で、逆に、市としても使う予定もないところを購入していただければ、市にとっても利するところかなということで、分筆の上、公売をしたいと思っているところです。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 今このタイミングでなければならなかった事情はあるんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

小林教育総務課長 以前から、26年度の中でぜひ購入したいというような希望があったところなんです、それらについて庁内の中でいろいろと相談したところなんです、何しろこの1088の4の方が車の置き場所にちょっと困っているということもあって、ならばこのあたりで売却しようということなんです。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 私はちょっとまだ経験が浅くてよくわからないんですが、きのうのお話だと、市の所有している財産については、特別なことがない限りは一般に広く公募して公売をやることなんですけれども、今回のような先方からの要望によってやるということはちょくちょくあるということでしょうか。

伊藤委員長 課長。

小林教育総務課長 教育総務課の所管については、

今回が初めてのところなんです、こういったケースで、これは袋小路になっていて、ほかの方が利用することもできないということで、なおかつ大山小学校としまして、場所が場所だけに利用を差し控えているというようなことで、ならば売却ということで、事業者にとってもプラスなるでしょうけれども、市にとってそれが財産上利益になるかなということで考えたところです。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 あと、その価格というのはどういうふうに設定されるのですか、こういったケースでは。伊藤委員長 課長。

小林教育総務課長 この後鑑定を入れて、その中でやっていきたいと思っております。

公売自体が1社だけになるのかどうかということにつきましても、それは基本的には広く募集をして、その中で決定していきたいとは思いますが、実際購入して利益があるというのは、この1088の4の方以外にはないのかなということで考えているところなんですけれども、基本的には公募をしていきたいなどは考えております。

藤村委員 わかりました。

伊藤委員長 中村委員。

中村委員 今の関連しているんですが、市有地を有効活用されるのはすばらしいことだと思います、いい傾向なんです、これ、34万6,000円を分筆登記にかけて、これ何平米での売却予定の平米数、それとおおむねの売買価格というものは知らされているのならばちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

伊藤委員長 課長。

小林教育総務課長 この全体の平米数は7,907㎡です。約8,000㎡あるんですが、そのうち当該箇所としましては約700㎡というようなところです。

土地の評価額から割り戻していきますと、約

1,000万ほどになるのかなと。そこから袋小路だとか、もしくはその歴史的経過ということで、その半分くらいになるのが一般的なのかなということなんですが、それにつきましては、先ほどお話ししました鑑定評価をかけていきたいなと思っております。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 では、私のほうから1つ。

すみません、歴史的経過というものについて説明をお願いいたします。

課長。

小林教育総務課長 歴史的経過ということなんですけれども、ここは昭和50年ぐらいまでですか、屠殺場としてありまして、特にこの斜線部分につきましては、屠殺した牛とか馬の血をためていた部分に当たるということで、まず、地域の方は皆さんご存じ、もしくは下永田そのあたりの方は大体もうご存じで、ここについては不動産業者なんかにちょっと確認してみたんですが、実際、そういった形で開発ということはあり得ないだろうという関係で、個人としてもなかなか利用できない。この1088の4の方も建物を建てるとか、そういう予定はなく、あくまでも駐車場として使いたいんだというようなことで、そういうこともありまして、大山小学校自体も、この部分はちょっと使いたくないということで、そこは荒地になっているのが現状です。

伊藤委員長 交換いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了

いたします。採決いたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第87号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 教育総務課の皆さんから何かございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、教育総務課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時17分

伊藤委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課の審査

伊藤委員長 それでは、学校教育課について審査を行います。学校教育課については、常任委員

会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会第二分科会に切りかえ審査を行います。

議案第87号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 学校教育課の皆様申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡素明瞭をお願い申し上げます。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

伴学校教育課長 では、議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）におきます学校教育課所管分についてご説明いたします。

補正予算書につきましては30ページから33ページ、補正予算執行計画書につきましては11、12ページをお開きください。

では、予算執行計画書11ページの中ほどをごらんいただければと思います。

10款教育費、1項教育総務費、4目学校運営支援費、6001事業、外国語教育推進事業におきまして、報酬として360万円、需用費として120万円増額補正し、委託料として447万4,000円を減額補正するものであります。

補正の理由につきましては、A L Tの配置につきまして、平成27年度当初の直接雇用のA L Tの配置数と業務委託契約のA L Tの配置数の差異、これを調整するため、1番目の報酬を増額補正し、3番目の委託料を減額補正するものであります。

また、2番目の需用費につきましては、現在、英語教育推進室において、小中一貫教育にかかわる英語教育カリキュラムを作成しております。来

年度、平成28年度スタート時期に市内各小中学校の教職員やA L Tに配布する英語教育カリキュラム、これの印刷製本費を増額補正するものであります。

続きまして、同じ11ページです。11ページ下のほうです。

10款教育費、2項小学校費、2目小学校教育振興費、7001事業、小学校就学支援事業におきまして、扶助費として189万7,000円を増額補正するものです。

補正の理由につきましては、就学支援を要する児童が当初の認定予定数を上回っているため、扶助費を増額補正するものであります。

次の12ページをお開きください。

10款教育費、3項中学校費、2目中学校教育振興費、7001事業、中学校研究活動事業におきまして、需用費として35万円を増額補正するものです。

補正の理由につきましては、平成28年4月から完全実施される小中一貫教育の実施に当たり、学校関係者、保護者等との間において、学校づくりに関する方向性や方針を共有し、理解と協力を得ながら進めていく必要があります。そのため、各中学校ごとに小中一貫教育の内容を理解してもらうため、普及用のパンフレットを作成するため、印刷製本費を増額補正するものであります。

続きまして、10款教育費、3項中学校費、2目中学校教育振興費、9001事業、中学校就学支援事業におきまして、扶助費として460万7,000円を増額補正するものです。

補正の理由につきましては、就学支援を要する生徒が、当初の認定予定数を上回っているため、扶助費を増額補正するものであります。

以上、ご審議いただき、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 では4点、ご説明いただいたものでもう少し細かくお聞きしたいんですが、まず、11ページの1項4目学校支援費の中の小中一貫英語教育カリキュラムの印刷製本費ですが、これは何冊用意されるのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

伴学校教育課長 それでは、英語教育推進室長のほうから説明をさせてもよろしいでしょうか。

伊藤委員長 はい。

室長。

荒井英語教育推進室長 教員分につきましては約450部、それを英訳したものの、ALT分に対して60部を予定しています。

以上です。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 次に、扶助費なんですが、小学校就学支援のところの要保護・準要保護児童がふえたということと、同じく中学校のほうでもふえておりましたが、当初考えていたよりどのくらい人数がふえたのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

伴学校教育課長 補佐のほうから説明させます。

伊藤委員長 補佐。

後藤学校教育課長補佐 小学校のほうは30名ほど増員をいたしております。中学校のほうも30名から40名の増員を見込んでおります。

以上でございます。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 あと1点、中学校の小中一貫教育パンフレットということですが、これは保護者の方に配るものと理解してよろしいですか。あと、何冊用意されるのか。

伊藤委員長 課長。

伴学校教育課長 これにつきましては、学校関係者、学校の職員プラス保護者に、それぞれ中学校区ごとに特色を生かしたものをA4、1枚のものを作成する予定であります。あるいは、例えば学校評議員さんとか地域の方々に、若干ですけれども配布することはできるかと思います。

それぞれ中学校区ごとで生徒数が違いますので、保護者数も違いますので、その規模に応じて印刷をするということになります。

藤村委員 わかりました。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

磯飛委員。

磯飛委員 11ページ、先ほど藤原委員のほうからも質問がありましたが、小学校費の中の2項2目小学校就学支援事業、要保護・準要保護児童数の増員数はわかりましたが、現在小学校で援助を受けている人数、同じく12ページの中学校で補助を受けている人数をお聞かせください。

伊藤委員長 どうぞ。

後藤学校教育課長補佐 11月末現在の数字ですけれども、小学校で受けている認定者数が458名、中学校が337名でございます。

以上です。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 私の記憶の中では年々ふえていると思うんですが、年々ふえている要因をどのように捉えているかお聞かせください。

伊藤委員長 課長。

伴学校教育課長 基準がございまして、その基準に基づいて審査をし、申請のあったものについて認めるかどうかということを学校教育課のほうで判断をさせていただいておりますが、やはりひとり親家庭でありますとか、生活の上で困窮をされていて、学校のほうのいろいろな学用品あるいは修

学旅行に行くお金、そういうものをぜひ援助して  
いただきたいという、そういう要請がやはり減ら  
ないというか、若干ふえているかなということ  
あります。

伊藤委員長 よろしいですか。

磯飛委員 はい。

伊藤委員長 高久委員。

高久委員 同じだったのでいいです。

伊藤委員長 よろしいですか。

高久委員 はい。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了  
いたします。討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了  
いたします。採決いたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補  
正予算（第5号）を原案のとおり可決すべきもの  
とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第87号は全員異議なく可決すべ  
きものと決しました。

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で  
委員の皆さんから何かございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 学校教育課の皆さんから何かござい  
ませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、学校教育課の審査を終了  
いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩をいたし  
ます。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

生涯学習課の審査

伊藤委員長 それでは生涯学習課について審査を  
行いますが、生涯学習課については、常任委員会  
対する付託案件がございませんので、予算常任委  
員会第二分科会に切り替え審査を行います。

議案第87号の説明、質疑、討  
論、採決

伊藤委員長 生涯学習課の皆様申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡素明瞭にお願  
い申し上げます。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補  
正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

久保生涯学習課長 それでは、議案第87号 平成  
27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）に  
ついてご説明いたします。

補正予算執行計画書の12ページになります。

初めに、10款5項2目公民館費であります。

三島公民館整備事業であります。公民館北側

の山林、ちょうど公民館と市営住宅との間の山林部分を借地により駐車場整備を予定しておりましたが、工事請負費に不足が生じることから、1,090万円の増額補正するものであります。

続きまして、箒根公民館管理運営事業であります。こちらにつきましては、9月10日の台風18号時に、2階屋根部分から天井を伝わり1階事務室に雨漏りが発生したことによる修繕料30万円の補正計上を行うものであります。

続きまして、10款5項7目博物館費であります。

博物館収蔵資料収集調査事業であります。本年3月にも寄贈を受けております関谷出身の彫刻家三木俊治氏から、再度、平成27年5月26日付で美術作品の寄贈申請があり、その寄贈受け入れに係る経費の補正であります。

まず、報償費といたしまして、寄贈美術作品の評価をお願いする専門家に対する謝礼として6万円、評価の基礎資料作成のための旅費として2万3,000円、さらに寄贈美術作品である野外彫刻の保存処理業務に要する委託料として35万円、そして野外彫刻の運搬・移設・設置に係る工事費として145万円をそれぞれ今補正予算において対応するために予算計上するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 まず、三島公民館の不足が生じたというのは、具体的にどういったことでしょうか。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 当初予算におきまして、6,012万8,000円ほど予算計上がありましたが、こちらにつきましては、28年度予算査定において10%ほど減額査定になっており、その部分の不足

と折からの労務単価等の上昇による不足分であります。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 それは全体の予算の6分の1相当になるということですか。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 27年度当初予算要求分におきまして、6,680万9,000円ほど要求したところ、668万1,000円ほど減額になりました。

その部分の不足と折からの労務単価の上昇による不足で、合わせて1,090万円の不足しておるといことで、道路課のほうに設計等をお願いしていたんですが、当初の設計が組み上がらないといことで、不足といことで今回の補正で要求するといことで、年度内完成は無理になりまして、おおむね2月から6月ぐらい、5カ月間の整備工事になりまして7月には完成予定をしているといことです。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 この件はわかりました。

寄贈を受けた、すみません、野外彫刻というのはどういったものなのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 こちらの彫刻は、矢板市の上伊佐野に杜のギャラリー曼陀羅というがギャラリーがあるんですが、そちらの屋外に展示してある彫刻を博物館のほうへ持ってきていただいて設置をして展示する予定です。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 何点ぐらい。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 野外彫刻は幅が3m、高さが1m40cmぐらい、それを一列に3基。ちょうど博物館の400号寄りの駐車場側に向かって設置をする予定です。

藤村委員 野外に置く。

久保生涯学習課長 はい。

伊藤委員長 館長。

金井那須野が原博物館館長 三木俊治氏の作品、銘が「行列」という作品名になります。

三木氏は、この行列というのをモチーフにしまして、ずっと作品をつくり続けてきております。それがかなり普遍的だったりします。基本的な一番初期といいましょうか、これをつくり上げたときの、まず最初の作品で賞もいただいている作品なんですが、行列なので、このぐらいの小さなブロンズが何十、何百とずっと並ぶという形で全体で9mというような形になるというような。

普通今までですと銅像みたいな形とかというイメージなんですけれども、そうではなくて、そのような形で、このような形で、全体で9m、3m掛ける3という形で9mというような形になります。

それに対しまして、今回その下の基礎工事の部分と、あとは運送の部分をこちらのほうで145万円ほど出ささせていただいたということです。

あわせまして、これももう30年程度ちょっと大分たっており部分もありますので、それに対しての清掃といいますか、修復というほどではないんですけれども、このちょっとさびを落とすような。これ自体は、もうさびを出すような形での工法でつくってはいるものですから、全体を磨くという形になるのでしょうか。そこに保存液をまたつけるというような形で保存を今後していくというような形で考えています。

これにつきましては、うちのほうの職員も含めて作業して、今後の保存ということにもつなげていきたいというような形で。

ですので、こちらのほうが1点ほど寄贈。本来ですと購入みたいな形になるんですが、先生の気

持ちで寄贈でいいという形でいただいたものですから、寄贈に関しての費用の中には入りません。ただ、運搬のほうの関係と、あとは修復のほうの関係という形で予算を立たせて、補正のほうに出させていただいたという形で。

そのほかに、あと100点程度という形で、すみません。今、目録が全然できていないんですけれども、先生、追加でご自分の彫刻の作品と、あと前に寄贈いただきましたけれども、三木俊治のコレクションのほうの関係の作品が約100点程度と言われておりますが、先生、大変お忙しくて日本中を今、駆け回っているものですから、なかなかちょっと情報というかデータが来ないんですけれども、そのような形でいただく予定です。ある意味ダブルでというような形になります。

評価のほうもそれを、こちらのほうの外に置くやつと中の収蔵する部分を合わせて評価をしていただくというような形になっています。

以上でございます。

伊藤委員長 藤村委員、よろしいですか。

藤村委員 わかりました。

伊藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

磯飛委員。

磯飛委員 今の関連なんですけど、評価をしてもらったということで謝礼を出しておりますが、どのような評価の内容なんです。例えば、金額幾らに相当するとか、どういう評価になるんですか、評価の内容。

伊藤委員長 館長。

金井那須野が原博物館館長 基本的には、これから評価をしていただくというような形で、それに謝礼という形になって、ちょっと幾らになるかはちょっと見えてはおりません。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 今お話ありましたように、金額が幾ら

ぐらいになるというような評価も、金額面の評価も出てくるという解釈でよろしいですか。

伊藤委員長 館長。

金井那須野が原博物館館長 そうです。金額として出てくるというような形になります。

それぞれ専門の研究生クラスの彫刻の専門の学芸員ほか担当者に、外部評価をしていただくというような形に考えております。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 評価終わったら、参考のために金額どのくらいか何かの機会に教えていただければと思います。

以上です。

伊藤委員長 では、中村委員。

中村委員 ちょっと確認させていただきたいんですが、三島公民館の請負費。

今、課長の答弁ですと当初予算内々の予算の提出額が6,600何十万を出させていただいたと。3月の当初予算で6,000万ちょっとで私どもにご提示をされて、議決をさせていただいたということでございまして、説明の中で物価等々が上がって400万円ぐらいは上がったんですよということですが、全体で2,000万の計上は600万をそのときから足りなかったんだというような説明をさせていただいたんですが、では、数字合わせに適当に出しておけと。そのうち補正予算で600万増額するぞというような答弁になっているので、私どもがこれ審査するときには6,000ちょっとで、もうできるんだよというのを私たちは議決をした。それならばわかりましたよということで、あのときも質疑結構出ましてやっているのに対して、私たちが予算を計上して、内部で部長に出ささせていただいたときに、6,600万あったのに600万円切られたものを、今回戻すんですよという説明は、私ども議会に対してちょっと質問の仕方がおかしいと私

は認識を受けたので、その点ちょっときちんと説明してください。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 申しわけありません。

道路課のほうで設計をしていただいて、190台分の駐車スペースをとるということで、照明ですとか、排水ですとかそういうものを積み上げまして27年度予算に要求したところ、減額査定という形になりました。

その後、年度が変わりまして、改めて各単価改定等を踏まえて設計を組み直したところ、どうしても労務単価が上がったり諸経費の率が上がったりして、どうしてもこれだけの金額がないと工事そのものが執行できないということで、今回の補正になったということです。

ちょっと私のほうの説明が不十分で申しわけありませんでした。

伊藤委員長 中村委員。

中村委員 そういう答弁でしたら、最初からこれは理にかなった話でございますから、ああ、こういうふうにして積算をしっかりとすれば、こういった価格の調整とかそういったルールの条件によつての1,000万円の増額ですよということであれば、これは理解をすることではありますが、最初に出ささせていただいたものをカットされたから、その分も含めて戻して、で差額400何万が物価の調整ですよというような答弁に聞こえたものですから、それは私どもは承知しかねませんよという話をさせていただいたので、しっかりと所管しているわけですから建設部に頼もうが、道路課に頼もうが、やはり自分たちのしっかりした計画に基づいて積算をし、それを実行するという段階でございまして、やはり、いろいろな諸条件も変わるのとはわかりますが、しっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

久保生涯学習課長 申しわけありませんでした。

伊藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

副委員長。

平山副委員長 ただいまの三島公民館なんですけれども、これはこれからずっと借地というふうに通ったんですけれども、これからどのくらいの金額ですとお借りするのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 面積は4,981.78㎡であります。平米当たり60円単価で契約であります。年額にしますと358万ほどになります。

伊藤委員長 副委員長。

平山副委員長 これ何年間とかってあるのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 当初の契約は、ことしの10月から平成30年3月31日までということで、その後は3年ごとの延長という形で予定しております。

伊藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を原案のとおり可決すべきものとするにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第87号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 生涯学習課の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、生涯学習課の審査を終了いたします。

部長。

伴内教育部長 その他ということで今後(仮称)駅前図書館の整備の基本計画について、今進め整備をしているところなんです、それに合わせまして図書館のあり方、今の図書館、今度どうしてくれよという考え方の整理、また駅前図書館の概要等について整理してあるものですから時間をいただいて内容の説明をさせていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

伊藤委員長 許可します。

課長。

久保生涯学習課長 (那須塩原市図書館のあり方と、駅前図書館基本計画の概要について)

伊藤委員長 それでは、生涯学習課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでした。

10分間休憩をいたします。

11時15分から。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

#### スポーツ振興課の審査

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、スポーツ振興課所管の常任委員会審査を行います。

#### 議案第108号の説明、質疑、

#### 討論、採決

伊藤委員長 スポーツ振興課の皆様申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡素明瞭をお願い申し上げます。

議案第108号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

宇都野スポーツ振興課長 スポーツ振興課につきまして、公の施設の指定管理についてご説明を申し上げます。

皆様のお手元のほうの資料でございますが、まず議案の57ページ。議案第108号でございます、57ページ。そして、議案の資料のほうです、資料につきましては77ページ。もう一つです。補正の予算書の8ページ、債務負担行為補正というページです。

それでは、議案第108号についてご説明を申し上げます。

まず、公の施設の指定管理の整備については、黒磯の運動場、また那珂川河畔運動公園、さらに那珂川の河畔公園のプール、青木のサッカー場、塩原運動公園、関谷南公園と塩原B&G海洋センターの7施設がございます。

黒磯運動場には、皆さんご承知のように運動場のほかに体育武道館、それから野球、テニスコー

トの施設がございます。

また、那珂川の河畔公園にも運動場、ソフトボール、ラグビー場、サッカー場からの施設がございます。また、プールについては、夏場限定のプールでございます。

青木のサッカー場につきましてはご承知のとおり、天然芝1面、人工芝2面、体育館ございまして、現在、新しい管理棟の設計を行っているところです。

塩原運動公園についても運動場のほかに野球場、テニスコートがございますし、関谷の南公園には野球場のほかに室内の球技の施設がございます。

塩原のB&G海洋センターには、体育館のほかに室内のプールがございます。

指定管理となる団体につきましては、那須塩原市扇町の地元版の那須ヘルスセンター株式会社でございます。指定の期間については、28年4月1日から33年3月31日となっております。

資料の77ページのほうをごらんください。

指定管理者の指定についてでございますが、主な指定管理業務等の内容については体育施設の利用の許可に関する業務、具体的には受け付け、それから許可取り消し等の窓口業務です。また、施設の維持管理に関する業務、施設全体の維持をしっかりと、また駐車場周辺、備品等の取り扱いについての業務となっております。さらに体育施設の運営に関する業務としては、施設の点検、徴収部分等の貸し出し等がございます。また、そのほかに業務に附帯する業務がございます。

導入形態でございますが、公募を行ったところ、応募是那須ヘルスセンター株式会社1社ございました。ヒアリングを実施しまして、審査基準に基づく審査を行った結果でございますが、選定結果でございますように選定基準につきましては4つの項目、利用者の平等な利用の確保や施設の効

用の最大限の発揮、管理経費の工面、さらには管理を合わせて行う物的能力、人的能力、そして申請団体の経営状況、こちらにつきまして審査項目を設定しまして評価を行った結果、合計点数32点という結果でございました。この点数につきましては、合格基準を満たすことから選定をさせていただいたところでございます。

選定団体の概要につきましては那須ヘルセンター株式会社。こちらは昭和35年の11月30日に設立された会社でございまして、主な事業内容としては運動施設の維持管理、また運度技術の指導、また情報の提供等がでございます。

こちらの選定の理由でございまして、こちらについては、まず合計点数が基準に達したということでございますが、事業についての経験、それから実態があり適切なサービスの向上が見込まれることから、那須ヘルセンターを選定したところでございます。

こちらの期間については5年間ということで、総額6億8,516万2,000円の限度額を設定させていただくものでございます。

なお、各施設について現在との比較を少し詳細をご説明したいと思います。

特に大きく設定額のほうの変動しているところについては、まず黒磯運動場については今後野球場の整備、さらにテニスコートの改修等が行われていきます。それに伴いまして作業のほうも作業エリア、また内容のほうも大きくふえることから増額となったところでございます。さらに青木のサッカー場につきましては、現在工事を行っている新管理棟の整備が終わりますと、それに伴って特に光熱水費ですね、やはり電気料、水道料、ガス代、こちらのほうが大きく増加いたします。

またDグラウンド、4番目のグラウンドの総合整備を行ってくることに伴いまして、整備費が増

大いたします。さらには、全体的にはやはり消費税、今後導入される消費税の増額が影響してございますので、それに伴いまして増額単価のほうもふえることから、全体的な債務負担金額の押し上げということになることが予想されます。

こちらの施設内容については以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただくようお願いいたします。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 まず、この指定管理者を判断した、1社のみ応募だったということなんですが、経営の安定性がここは3になっているんですけども、ほかのところでは経営は3ということであまりないのかなと思ったんですけども、3というのは標準ということなんですけれども、4でも5でもないということは、何か理由があるのかなと思ってお聞きしたかったのですが。

伊藤委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 経営診断につきましては、内容につきまして監査委員による経営診断の判断という部分がございますが、その中で特に平均的なものとしてはこの貸借対照表がございまして、そちらのほうのいわゆる私どものほうでちょっとお伺いしたところでは、全体的なお金の余裕、剰余的な部分での判断があったというふうに聞いております。いわゆる一般的には資産の部分ですね、十分な利益を伴う資産のほうが十分にあるかどうかといったところが、一つ大きな経営の基準となる部分というふうに判断されると思うんですが、そちらのほうでは標準的な値であるというふうに判断されたのだというふうに考えております。伊藤委員長 部長。

伴内教育部長 ちょっと今説明の中で訂正させて

いただきます。経理関係について監査委員のチェックをいただいたというような趣旨の発言がありました。あくまで税理士のチェックになっておりますので、ご訂正いただければ。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 長期の計画をお願いする上で、3であれば問題ないという判断でよろしいのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 総合的に経営状況を判断して、問題ないということで標準的な3という評価になったというふうに考えております。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 あと債務負担行為について、私も新人なものでわからないものですから、ちょっと一から教えていただきたいんですけども、指定管理の計画をしたら、その時点で債務負担、ちょっと本当に基本的なことで申しわけないんですけども、その時点で債務負担行為を必ず組むものなのか、まず。

伊藤委員長 部長。

伴内教育部長 まず、債務負担行為の設定ということなんです。特に指定管理で長期の管理を委託する場合には、まずお金の確保というものが予算上必要になってまいります。そういったものを今回については5年間の債務負担行為を設定して、事業を行う上での担保となる予算をまず固めるという手続をとるのが一般的でございますので、この指定管理について、まず今後5年間の上限額、これ以上はいかないよという額をまず設定し、年度ごとに内容を調整しながら額を定めていくわけですが、一般的には長期の委託契約を結ぶこの指定管理者制度を導入する際には、債務負担を組んで額をまず固めるというような流れで予算措置をするというのが通常の流れになっております。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 昨今、世の中の状況がすごく変わっていて、先ほども建設費なんか急に上がったりなんていうことがあるんですけども、今その上限額を設定というふうにおっしゃったので、これはもう例え何があってもこれ以上上回らないというふうに理解してよろしいんですか。

伊藤委員長 部長。

伴内教育部長 原則は上回らない形で、当初今年度設定をするわけです。今年度の執行額はゼロ、来年度から実際には予算が執行されるということになるわけなんです。実は今委員おっしゃられるように、いろんな社会状況の変化に応じて額が増減する可能性があります。特に減の場合は問題ないんですけど、増した場合には通常ですと最終年度にその理由を明確にした上で、債務負担行為の補正予算をとるとというのが一般的な取り扱いになっておりますので、大前提は現時点で想定される消費税の10%も加味した中で総額を決めておりますが、例えばそれが15%になってしまうとか、資材単価が今よりはるかに上がってしまうとか、そういった場合には最終年度の限度額が残り少なくなってしまうという結果が出ますので、その際には再度補正予算を組んで議会に上程をし、議決をいただくというのが一般的な流れになります。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 それはわかりました。

先ほど、以前これまでの契約より多少金額が変動したものについてご説明あったんですけども、那珂川河畔運動公園についてご説明なかったですね、これも少しふえているのではないのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 まず全体的なものでのお話、先ほど少し触れさせていただきました。やはり消費税の関係で全体的には押し上げているようでございます。また、人件費につきましてもや

はり普通雇用という形で雇っていけば、若干なりその昇給部分のほうも長く勤めてまいりますと影響して、やはり技術的に高い仕事をやっていけばそういったお給料体制というのは、それはおのずと出てくるのかなというふうに考えていますので、人件費部分、そういったところが若干全体的に押し上げる要因となっております。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 那珂川河畔公園プールについては下がっている、この理由は。

伊藤委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 人件費の下がった部分でございますが、那珂川河畔プールについてはプール単独で事業展開をしておらず、黒磯運動公園とプールと一体化の中で動いてございます。そういう中で、やはりプールがない時期、ある時期というところの強弱をつけて、いかに人をうまく回すかということ工夫するんだというふうにも申しておりましたので、そういったところが影響してきているのかなというふうに想像されます。

伊藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

植木委員。

植木委員 私のほうでは、この選定基準の中的那須ヘルスセンター株式会社さん、利用者に対するサービスの向上、この点で最高点の5点がついているわけですが、この5点を非常に利用に対するサービスが向上されているということなんです、どの辺がそういう判定になったか、中身についてお聞かせいただければありがたいと思います。

伊藤委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 5点という高い評価をいただいた点について少しお話をしますと、審査委員の皆さんから出た説明としては、工夫した自主事業を積極的に行うなどサービスの向上に努め

ていますよとか、利用日誌、それから利用アンケート、こういった要望をしっかり分析して活用していますよという部分、またサービスの向上のために独自の委員会を設定しまして、窓口業務または業務の改善を図れるような体制になっていますよ、また内部の外部研修を積極的に行ってスキルアップに努めています。こういったところが評価されたところだというふうに捉えております。

伊藤委員長 植木委員。

植木委員 サービス向上のため独自の委員会を立ち上げてご努力されたり、外部の研修等を行って結果的にサービスに対する向上が図られていると、そういうふうな観点から5の評価を与えていると、そういうことですね。ではいろいろな、一方的な角度ではなくて、利用者のニーズとかいろいろ総合的に判断してこういう基準で決めていると、そういうことでございますか。はい、わかりました。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

磯飛委員。

磯飛委員 黒磯運動場についての指定管理者の業務についてお伺いいたします。

先ほどの説明の中に野球場、テニスコートの増設、改築工事が始まるという中で、工事が始まった場合のこの指定管理者の役務というのはどういう形になるんですか。

伊藤委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 工事が始まった場合の対応ですが、当然工事が進んでくればそこを管理する必要性というものはなくなってまいります。しかし一方で、その施設は危険なエリアでありますので、そういったところの点検、また一般のお客様に迷惑をかけないような作業というのは、これは平行して入ってまいります。全体的なフィールドでの作業というものはなくなりますが、今度は安全の管理のための業務というのはまだ残る部

分が出てくるというふうに考えております。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 そうすると、工事にかかわる請負企業、会社さんが工事についての安全管理は請負の会社が当然やるということで、指定管理者はその周りというか外部の管理を担当するということだと思うんですけども、先ほどそういったことで金額が上がった、管理する部分が多くなるということと金額の上がった一部にも説明もあったように受け取ったんですが、そういうことは今までの施設を管理する以上に費用がかかるという解釈でよろしいのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 費用のほうが大きく変動する要因というのはやはり新しい球場、それから新しいテニスコート、こういったものを管理するための人件費、または整備費というのは一番多く上がる要因でございます。ただ、今回は磯飛委員がおっしゃったように、今行っている野球場とかサッカー場の作業というのはもちろん減ってまいります、ゼロにはならないということで、一部その管理が生ずるところを、ちょっと私のほうで説明したかったんですが。以上です。

〔「わかりました」と言う人あり〕

伊藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

中村委員。

中村委員 今の関連しているんですが、今のこの単価、債務負担行為で運動場ですと2億6,400万円ですと、これを5年で割ると幾らか金額出ますね。それはこのヘルスさんが市に対して提示した金額なのか、それとも市当局でこのぐらいの金額だったら5年間任せられますよという金額なのか、どちらで決めたかちょっと聞かせてください。

伊藤委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 こちらの金額につきましては、私どものほうでまず今後行われる事業計画、事業整備、こういった内容を相手のほうに提示しまして、こういう作業が必要になってきますよねという説明のもとに、それに対応した見積もりを組んでまいりますので、私どもの今後の作業工程を見ながら設計していくとこういった金額になるということで、見積もりの設計金額、設計のほうを出させていただいております。

伊藤委員長 中村委員。

中村委員 そうすると、市当局でこの金額を出したという形でいいんですか。市当局がこの提示、2億6,486万円を市の当局でこの金額以内でしたらいいですよという金額を出したのか、ヘルスさんが公募のときにこの値段を出してきたのかというのを確認させていただきたい。

伊藤委員長 部長。

伴内教育部長 補足という形になりますが、今、中村委員が言われるように、当初まず見積もりをとる段階では私どものほうで基準になるものを提示しました。それに対してヘルスから見積もりが上がってきた。それを受けて私ども担当課のほうで本当にこの業務が必要なのかどうか、また数量的に正しいかどうか、そういったものをチェックさせていただいておりますので、ここに上がっている5年間の総額というものは、市のほうで最終的にチェックし直した額を計上しているということでご理解いただければと思います。

伊藤委員長 よろしいですか。

中村委員 そうしますと、先ほど磯飛委員が言われました工事中ですとか、標準された管理運営の中で5年やっていくのであれば消費税が上がりましたよといった中と、あと一つは人件費が年率若干上がりますよといったものを勘案した中で計算すれば誰でも出ることでございますが、メンテ

に工事をしました、工事が遅れましたよ、早く済みましたよ、また供用開始が31年に野球場行きま  
すよ、野球場というのは全体的には管理運営はそ  
んなにびっくりするほど変わらないと思います、  
今も運営しているわけですから。そういったもの  
も万が一ずれを生じた場合には、先ほど藤村委員  
が言われましたような減額とか増額もあるんです  
か。

伊藤委員長 部長。

伴内教育部長 今、委員おっしゃるとおり指定管  
理者については5年間の基本協定ということで、  
全体の管理に対する契約というんですか、それを  
結びますが、毎年毎年、年度契約というのを結ん  
でおりますので、その中で事業の増減、事業費の  
増減であるとか、新たな業務が発生するとか、そ  
ういったものは全て年度協定の中で逐一整理をし  
た上で管理を委託しますので、額の増減ももちろ  
ん可能性はありますし、業務内容として野球場が  
オープンした、それもっとよく管理してくれとい  
うような、こちらからの要求も出せるということ  
になります。

以上です。

〔「それは了解しました、全て」と言う人  
あり〕

中村委員 あと一つ確認したいんですが、これ公  
募をしましたよということですが、1社しか来な  
い、これ伝統的になっているのかどうかわかりま  
せんが、5年前にも1社でしたよという経緯があ  
る中で、今後の課題である公募の中でどういう体  
系をとっていくか、こういったものも研究されな  
がら、あるべき指定管理の姿というのも若干研究  
していかないと、1社が5年やって、また次の5  
年同じシステムでいく、若干なれ合いも出るでし  
ょうし、その中でほかの同業他社が参入するチャ  
ンスもなくなっていくというものも現実にあるう

かと思しますので、そういったものも含めて検討  
いただければと思っております。

伊藤委員長 よろしいですか。

磯飛委員。

磯飛委員 ちょっと確認の意味であれなんですが、  
野球場あるいはテニスコートが増設あるいは改修され  
て、5年以内にやるかどうかわからないんですけども、  
始まった場合、今の施設よりも当然に設  
備がふえるものがあるわけですね。そういった場  
合、例えば小さな話ですけども、野球場に今ま  
でトイレがなかったのにトイレがふえる。テニス  
場は今までサッカー場だった、そこにテニスコ  
ートがふえる。そういった場合にその管理費の費用  
が上がった場合、その限度額を超えるのか超えな  
いのかをお聞かせください。

伊藤委員長 部長。

伴内教育部長 今、新たな施設が整備されたこと  
によって負担がふえる、管理費がふえるというこ  
とはもちろん想定されます。その際については年  
度協定の中で、もちろん必要経費を積み上げた上  
で契約をとり交わす、最終的に総額、限度額が不  
足するような場合には補正で対応するというよう  
な形をとっていきます。

〔「はい、わかりました」と言う人あり〕

伊藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

副委員長。

平山副委員長 皆さんの意見に関連するんですけ  
れども、この応募団体というのはほかにはなかつ  
たということで理解してよろしいですか。

伊藤委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 そうでございます。

〔「ない」と言う人あり〕

伊藤委員長 よろしいですか。

それではここで、委員長のあれを副委員長にか

わかります。

副委員長。

相馬剛議員から出ていた問題なんです、青木サッカー場の管理運営についての運営費が倍になった理由ということで、委員会としても聞かせていただきたいと思います。

〔「本会議であったの」「あったよ、説明」と言う人あり〕

伊藤委員長 ここで委員会としての……

〔「委員会ですらいい」「個人で聞くならいいけれども」と言う人あり〕

伊藤委員長 それではわかりました。大変失礼しました。また副委員長から委員長にかわりたいと思います。

そのほか、質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

〔「省略」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了します。

採決いたします。

議案第108号 公の施設の指定管理者の指定についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第108号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第87号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 それでは、ここで常任委員会を予算常任委員会第二分科会に切りかえ審査を行います。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

宇都野スポーツ振興課長 それでは補正予算執行計画書、こちらの13ページをお開き願います。

13ページでございます。

10款教育費6項1目体育振興費のスポーツ振興事業2001事業でございます。こちらにつきましては報償費として報償金、こちらは全国・関東大会、こちらスポーツの大会で全国・関東大会に出場する選手にお出しする激励費でございます。こちらの激励費につきましては、年度当初申請件数が未確定ということもございまして、状況推移を見て補正の対応をさせていただいております。今後12月以降の例年の数値を参考に算出したところ、155万円等の不足が生じるということで補正を行うものでございます。

また、使用料及び賃借料、借上料については、新規として八溝定住自立圏のスポーツ教室バス借り上げということで、現在八溝定住自立圏のスポーツの教室というものはサッカー、野球を行っておりました。しかし、今年度新たにソフトボールの事業を行うということで、それに伴いまして予算が不足するため、補正を行うものでございます。

以上、2点についてご審議の上、ご決定いただくようよろしくお願い申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 今ご説明があったスポーツ教室なんです、サッカー、野球を今までやっていて、ソフトボールをやるというのは年度の途中で決まったということですか。

伊藤委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 事業的には年度当初、会議の中では複数の事業をやっていくというお話はございました。しかし、具体的な決定には至ってなく、予算的には2つの事業に関するの予算計上しか行ってございませんでしたので、今度新たな事業が決定したことで補正を行うものでございます。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 こういうふうに年度当初に年間の事業計画を立てなくて、途中で決まるということはよくあることなんですか。

伊藤委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 まずタイミングの問題もでございます。一つは当初予算というものが前の年の11月、12月ごろに作業のほうを行ってまいりますが、翌年度の事業そのものは新しい年度に入って意見を交わしながら固めていくという場合が多いものでございまして、このスポーツ事業に関しても当初はまだ未確定の部分がございます。それによって具体的に回数を決められなかったということでございます。

伊藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第87号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございませんか。

磯飛委員。

磯飛委員 (八溝定住自立圏構想の正式名称について)

相馬委員 (青木サッカー場の芝について)

伊藤委員長 中村委員。

中村委員 (サッカー教室、野球教室の反響について)

伊藤委員長 スポーツ振興課の皆さんからは何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、スポーツ振興課の審査を終了いたします。

これで教育部の本定例会における審査は終了いたしますが、教育部全体として何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、以上で教育部の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

〔「お疲れさまでした」「ありがとうございました」と言う人あり〕

伊藤委員長 ここで昼食のため休憩をしたいと思います。

午後1時から開始をいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さん、改めましてこんにちは。

〔「こんにちは」と言う人あり〕

#### 保健福祉部の審査

伊藤委員長 ただいまから保健福祉部の審査を始めます。

初めに、松江保健福祉部長からご挨拶をいただきます。

松江保健福祉部長 皆様、こんにちは。

1件、まずご報告をさせていただきますけれども、9月議会で補正予算をいただきました市民課につきます発券機、順番どおり事務の受け付けをするというためにつける機械でございますけれども、これが今週末土曜日につく予定でございます。来週月曜日にテストとかをしながら火曜日15日から本稼働の予定となりました。ご承知のことかとは思いますが、番号法の施行に伴いまして市民課の事務がちょっと増大するところでございますけれども、ここに機械を入れていただきまして、機械では事務処理が速くなるわけではございませんけれども、市民の方の不公平感とか待っているときの気持ちとかそういう点に配慮が加えられるかなと思うところでございます。一応、ご報告でございます。(挨拶。)

#### 市民課の審査

伊藤委員長 それでは、市民課所管の常任委員会

審査を行います。

市民課の皆様に申し上げます。議案の説明に当たりましては簡素明瞭をお願い申し上げます。

#### 議案第97号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 議案第97号 那須塩原市住民基本台帳カード利用条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

荒川市民課長 それでは、議案書19ページ、議案資料39ページになります。

この住民基本台帳カード利用条例についてですけれども、住民基本台帳カードは必要な事項に関して市長が定めることによって、目的に沿う利用ができるというものでございます。その利用のために住民基本台帳法第30条の44第12項「市長が定めるものについて利用できる」という引用分を使いまして条例をつくっております。

今回、マイナンバーの関係に伴いましてこの引用する条文が削除されることから、今回の改正となります。

議案資料のほうの改正案、39ページの改正案を見ていただきます。

「この条例は」の後、「行政手続による特定個人情報」というちょっと長い、その後長い名称になりますが、整備等に関する法律というのがあります。この20条と19条を引用しまして改正するわけですが、この20条については、住民基本台帳カードについては既に交付されたものについてはなお従前による、つまり、発行から10年間は有効という条文になりますけれども、また19

条においては、住民基本台帳カードについては廃止するというようなものになります。

これらを引用しまして、既に交付された住民基本台帳カードの利用、目的に関してこの条例を存続させるということの必要性から、今回の改正をお願いするところでございます。

2条においても同様でございます。

また、附則のところ、この条例は平成37年12月31日限りでこの効力を失うということも規定を追加いたします。これは10年間の経過措置ということで、執行の期限がこの37年12月31日ということになるためでございます。

説明は以上となります。以上、よろしくお願ひ申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

高久委員。

高久委員 この条例ができると、今住基カードが住民基本台帳カードがこれからも10年間は使えるということで、新たにマイナンバーカードをつかっていきますということなのだと思うのですが、市のほうはマイナンバーカードを使わないとできないような、そういう欄を設けた文章をこれからつくっていくということになるのだと思うのですが、マイナンバーカードを使わなくても使用できるというような作り方になるのか、マイナンバーカードを使わない限り書類が成り立たないというような作り方にするのか、そのところをお聞きしたいと思います。

伊藤委員長 課長。

荒川市民課長 マイナンバーを使わなければならないというような規定にはいたしません。マイナンバーカードももちろん独自利用ということで別の条例がございますし、住民基本台帳カードについては、既に交付されたものについては10年間は

有効であるというような文言といたします。

以上です。

伊藤委員長 よろしいですか。

高久委員 はい。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので……

〔「入ってきた」「何だ」「だめだ」と言う人あり〕

伊藤委員長 高久委員。

高久委員 マイナンバーカード、基本的に私1人で反対していますが、質問の中でも、なかなかカードそのものがしっかりした評価のもとにできていないというのが私の受けとめ方なので、これをもうちょっと精度を上げないと、精度はもちろんやっていく中で精度は上げていくのだと思うのですが、精度を上げないと結果的に市民に被害を及ぼすような結果になるということが十分に予想されますので、質問の中でも言いましたが、取手市とは全く同じ評価を行っているマイナンバーカードですから賛成はできません。

〔「マイナンバーカードと……」「マイナンバーカードの」と言う人あり〕

伊藤委員長 異議がございましたので、挙手により採決をいたします。

議案第97号 那須塩原市住民基本台帳カード利用条例の一部改正について、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

伊藤委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第97号 那須塩原市住民基本台帳

カード利用条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決しました。

市民課所管については、予算常任委員会に対する付託案件がありませんので審査は以上です。

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 市民課の皆さんから何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、市民課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

〔「お疲れさまでした」「ありがとうございますありがとうございました」と言う人あり〕

伊藤委員長 ここで執行部交代のために暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時11分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

高齢福祉課の審査

伊藤委員長 それでは、高齢福祉課所管の常任委員会審査を行います。

高齢福祉課の皆様申し上げます。議案の説明に当たりましては簡素明瞭をお願いを申し上げます。

す。

議案第106号の説明、質疑、

討論、採決

伊藤委員長 議案第106号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

塩水高齢福祉課長 それでは、議案書の55ページをお開きください。それでは、説明させていただきます。

本案は、指定管理者制度を導入しております那須塩原市シニアセンターの現在の指定期間が今年度末をもって満了することから、所定の手続を踏んで選定したのについて、次期の指定管理者としての指定をお願いするものでございます。

今回の指定期間は、書いてありますとおり平成28年4月1日から平成33年3月31日までで、団体のほうは企業組合労協センター事業団、現在の指定管理者でございます。

なお、選定に当たりまして公募を行いました、応募は1社のみでございました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 公募が1社だったということで、今までどおりということなのですが、今回の合計点数が28点ということなのですが、前回は何点だったのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 すみません、手元にちょっと

前回の点数は持ってきておりませんのでちょっとこの場ではお答えできないのですが、ご勘弁願ってよろしいでしょうか。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 例えば利用者に対するサービスの向上であるとか、もしくずっと長く同じところをお願いしている経過の中で、改善されるように努力されたところが評価されたのかどうか。合計点数が特に高いという点数でもありませんので、25点以上ということから考えると本当にぎりぎりと言っては申しわけないのですけれども、1社しかないということをやむを得ないのかとは思いますが、業務の中で経営が改善されているとか、業務が改善されているとか、そういうことの判断はどこまでされたのかちょっとお伺いしたかったのですが。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 ちょっと採点のほうを私どもも担当させていただいたのですけれども、項目が大きく4つほどございまして、そのうち3つが担当課のほうでということになっております。

うちのほうで結構、確かにほかの指定管理者の選定結果を見ますと、それに比べるとうちのほうは結構シビアに採点したのかなという所感でございます。一応、加点として加えさせてもらったのが、選定基準の1のほうの審査項目の 利用者に対するサービスの向上ということと、それからその次の2の 施設の効果的な活用ということを加点させていただきました。これは加点が2点までできるのですけれども、一応うちのほうとしては1点で加点をしたという経緯もございません。

うちはずっと当初からこの事業団のほうにやっ  
ていただいているのですけれども、年々やはりそのシニアセンターを利用する利用者の数はどんどんふえているが実態でございまして、あと常に

創意工夫をしていただいております、自主事業  
といううちのほうで筋力トレーニングをお願い  
しているところなのですが、それが終わった後の  
活動、それを終わらさないで自主事業としてつな  
げていく活動と、それからあとご意見等のとられ  
方も、単なる何か書いてポストに入れるとかじゃ  
なくて直接話をお聞きするとかをして、その中か  
らまた新しいものをつくり出していく手法なども  
取り入れているので、そこら辺のところを加点の  
対象とさせていただいたところでございます。

あと、指定管理については経費の節減というところ  
が大きなところでございますが、ここは専門  
家を結構投入しながら管理方法について取り組む  
施設でございまして、なかなか経費節減については  
人件費の削減というのは難しいところのかな  
と思っております、ほかの諸経費の部分で削減  
するしかないのかなと見ているところでございま  
す。

ですから、どちらかといえば経費節減よりはこ  
この施設に関しましては利用者の拡大とか事業の  
内容とかを重視して採点したいなと思って、私ど  
もも採点させていただくところでございます。

以上です。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 あと、債務負担行為のほうの金額も見  
ていくと、ちょっとこれも今までの契約との変化  
とその理由といったようなご説明いただいでよろ  
しいですか。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 債務負担行為の金額の設定に  
つきましては、29年度からちょっと額が上がって  
いるのが消費税の分の上昇を考えて上げたもので  
ございますが、前回との比較につきましては少々  
お待ちください。係長のほうで。

伊藤委員長 係長。

村松高齢福祉係長 現在の指定管理料なんですけれども、年間3,390万円となっています。平成26年度から消費税が5%から8%に上がったという部分につきましては、先ほどの3,390万円以外に増税に伴う負担金ということにしまして、別途約96万9,000円を負担金とお支払いしてまして、トータルだと年間3,486万9,000円が現在の指定管理料ということになっています。

〔「以上です」と言う人あり〕

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

高久委員。

高久委員 先ほど藤村さんの質問の中の答弁で、利用者がふえているというお話がありました。ふえているのは、前年とか前々年から比較するとどのぐらいの割合がふえているのか。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 割合でのお答えはちょっと計算しないとわからない……

高久委員 人数でも結構です。

塩水高齢福祉課長 いいですか。生の数字でもいい。一応、利用者のほうから報告をさせていたところの結果なんですけれども、平成26年度はちょっとこれ来館者数、いろいろな用事で来館した者も入っているのですけれども、それを除いたとして1万4,831名利用者がいたということなのですが、その前の25年度を見ますと、来館者を除くと1万4,388人ということで、まあ大体1万5,000人ぐらい、ちょっとその前のはちょっと出ていないのですけれども、1万四千から五千の間でここ一、二年は来ているということで、着実に25から26年を比べて利用者数はふえているということになります。

伊藤委員長 高久委員、よろしいですか。

高久委員 結構です。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「ちょっといいですか」と言う人あり〕

伊藤委員長 若松委員。

若松委員 確かにふえているみたいなのですが、あれ土日営業というのはできないものなのですか。ちょっと聞かれたものですから。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 こちらはシニアセンターの施設の開館日等については条例を定めておりまして、条例で開館日と時間のほうを定めておりますので、今のところはこれに基づいて事業のほうを進めておりますので、これをお願いしているところでございます。

伊藤委員長 若松委員、よろしいですか。

若松委員 その条例ってちょっと私わからなかったものですから、もしわかりましたらどんなふうな。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 すみません、シニアセンター条例ということで、平成17年に。

若松委員 17年ですね。

塩水高齢福祉課長 一応、そこの別表のところに休館日ということで、休館日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日ということと、利用時間としてはこちらの午前9時半から午後4時までということで規定がございます。

以上です。

伊藤委員長 若松委員。

若松委員 これは条例を変えるという考えはできないものなのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 今のところ、変えるということで内部で検討したことはございません。

一応、規定上、場合によっては、あと臨時的な、もちろん例えばシニアセンターですとシニアセンター祭りというものを土日、1日限りかでやって

いるかと思うのですが、それについてはこの休館日のときに、一応、市長のほうで認めてやっていただいているということになっております。

以上です。

伊藤委員長 若松委員。

若松委員 土日だとお子さんが乗って……

〔「若松さん、その他でやりな」「その他で、これは」と言う人あり〕

若松委員 わかりました。じゃいいです。

伊藤委員長 よろしいですか。

若松委員 いいです。

伊藤委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第106号 公の施設の指定管理者の指定についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第106号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

それでは、ここで常任委員会を予算常任委員会第二分科会に切りかえ、審査を行います。

議案第87号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

塩水高齢福祉課長 それでは、執行計画書の6ページをごらんください。

6ページの3款民生費でございます。その下のほうに3款1項6目高齢者福祉費がございます。ここで、今回は介護保険特別会計繰出金といたしまして353万円を計上させていただきました。

これは、4月の職員の定期異動に伴う過不足調整の関係でございまして、介護保険特別会計のほうで管理する部分を一般会計から繰り出すというものでございます。

以上です。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第87号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第90号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 次に、議案第90号 平成27年度那須

塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

塩水高齢福祉課長 それでは、執行計画書の19ページと20ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは、まず歳入のほう、7款繰入金の1項5目その他一般会計繰入金でございます。こちらは先ほどの一般会計のほうで説明いたしました事由に基づきまして、介護保険特別会計のほうへ繰り入れるものでございます。

それから、20ページをごらんください。

20ページのほうが歳出でございまして、1款1項1目一般管理費のほうで同じく353万円を職員給与費として歳出として  
させ  
てもらったものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第90号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第90号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございませんか。

若松委員。

若松委員 （シニアセンターの土日開催について）

伊藤委員長 それでは、高齢福祉課の皆さんから何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、高齢福祉課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

〔「お疲れさまでした」「ありがとうございます」と言う人あり〕

伊藤委員長 ここで執行部入れかえのため暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時32分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会福祉課の審査

伊藤委員長 それでは、社会福祉課について審査を行います。社会福祉課については常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会第二分科会に切りかえ、審査を行います。

社会福祉課の皆様へ申し上げます。議案の説明に当たりましては簡素明瞭をお願いを申し上げます。

す。

#### 議案第87号の説明、質疑、討

#### 論、採決

伊藤委員長 議案第87号 平成27年度那須塩原市  
一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

菊地社会福祉課長 社会福祉課所管の補正予算に  
つきましては、執行計画書に基づきましてご説明  
を申し上げます。

執行計画書の1ページ、2ページが歳入に係る  
部分です。これにつきましては、この後に出てき  
ます6ページ以降の歳出に伴いましてそれぞれ国、  
県の負担金が決められておりますので、負担分が  
決められておりますので、その都度説明をさせて  
いただきたいと思います。

ちなみに、1ページで行きますと、14款の国庫  
支出金の下の段のところにあります社会福祉費負  
担金、1つ飛ばしまして生活保護費負担金、一番  
下の社会福祉費負担金ということで、それぞれ事  
業名の補助金がついております。2ページ目のと  
ころに行きまして、一番上のところに生活保護費  
補助金ということで、これは事務費の補助金です。  
これがありまして、2つ飛ばしまして15款県支出  
金で社会福祉費負担金ということで、県の負担分  
の部分のものでございます。

それでは、6ページから説明いたします。

まず、3款民生費の中段ぐらいになります。生  
活困窮者自立支援事業17001事業というところで  
423万1,000円がでございます。

これにつきましては、ことしからスタートしま  
した学習支援事業、国の任意事業でありますけれ

ども、県の支出が2分の1の補助金をいただいて  
やっている事業でございます。

これにつきましては、当初の見込みよりも、う  
れしい悲鳴というか申込者が倍近くにふえたとい  
うことで、当初おおむねせいぜい50人程度集まっ  
ていただければいいかなというところが96名が集まっ  
ていただきまして、それに伴いまして先生という  
か支援員の方をたくさん雇用させていただいたと  
いうところでふえる部分です。あと、若干一部、  
参考図書なんかで経費がふえております。

その下の障害者サービス費というところで、こ  
れは総合支援事業関係なんです、これは国・県  
の補助がありまして、国が2分の1で県が4分の  
1ありまして、4分の3は国・県の補助というこ  
とでございます。

その中に、この介護給付からたくさんのサービ  
ス項目がございまして、これにつきましては、全部  
で23のいろんな介護サービスの事業があります。  
高齢者の介護事業と同じように家に行きましてサー  
ビスをするものとか、事業所に来てサービスをして  
いただくものとか、相談とかいろんなものがあり  
ます。

そういうところの中で、年度途中にサービスが  
ふえているようなところがありまして、その部分  
を補うために、今回補正ということで計上させて  
いただいたものでございます。

ちなみに、傾向として本当に多いものという  
ところにつきましては、事業所におけるサービスの  
給付というところが特にふえているというところ  
で、これが前年同期と比べて非常にサービスがた  
くさん使われるようになったというところで、経  
費がふえているところでございます。

その他、全体的にも福祉サービスの周知とい  
うのがだんだん皆さんに浸透してきてまして、福祉サ  
ービスをたくさん利用していただいているという

ような状況で補正に至ったというような状況でございます。

次に、3目自立支援医療費というところで、これも総合支援関係なんですけれども、これもやはり国・県で国が2分の1、県が4分の1で国・県で4分の3補助をいただくものでございます。

これにつきましても、基本的にはサービスというか、この医療費を使う方がふえてきたというような状況に伴いまして、今回補正をさせていただくものでございます。

この自立支援医療費といいますのは、特別な病気というか、特に一番大きいのは腎臓の透析に係る医療費の負担です。その次が心臓、そして免疫と、あとは肝臓というところで、こういう部分につきまして医療費の給付というか、医療の支払い分、これについて自立支援医療費の中から補助をするものでございます。

特に傾向としましては、腎臓の透析をする方が全体のおおむね、これは昨年の決算のデータでは67%程度、ほとんど透析にかかる方たちが多いということでございます。

あと、これはいろんな保険を使っている方がいるんですが、社会保険とか国保とか後期高齢とか、生活保護は保険は使わないんですが、その4つの部門について特に多いというのが、やはり後期高齢者の部分、保険を使う方が多いということで、全体の36%ぐらいは使って、特に後期高齢者の方がこの医療費を使っているというような状況でございます。

続きまして、その下の総務費、これも総合支援の関係で、やはりこれも国が2分の1、県が2分の1で4分の3は国・県の補助というところでございます。

これにつきましては、年度によって多少大きく出たりとか、少なく出るといことがあるんです

が、特にこの内容につきましては、おわかりだと思わなくても一般的には車椅子とか義足とか義眼とか、あとは補聴器が主に大体使われている内容でございます。

特に、今年度につきましては、前年と比べて申請件数が一般的にふえたということと、あとふだん余り申請がない義足の新規購入が今回3件ほど今年度珍しくあったということと、あとはこれも本当に特別なんですけれども、車椅子といっても、この電動つきの車椅子、かなり高いものなんですけど、これについて申請がありまして、これについてはお医者さんの診断書なり医療意見書というものに基づいて判断するわけなんですけど、そのあたりで認められたということで、これについての予算化をしなければならないということと、トータルして500万ほど、今年度支出見込みがふえるだろうという見込みで上げさせていただきました。

次の右側のページに行きまして、一番下のほうですね、生活保護事務推進費というところで、賃金とありますけれども17万、これについては生活保護の事務を行っていく中で、特に高齢者とか障害者の方が多いということもあわせて、医療費のレセプトの点検とか、あとは介護サービスのレセプトってあるんですが、その点検をする必要があります。これは国から4分の3お金をもらって事務費に充てているわけなんですけれども、この部分に係る特にこれは介護レセプト、その点検のための臨時職員、これをちょっと今までは週3日というような雇用をしていたんですけれども、この介護レセプトの点検の事務量がふえてきて、今後週5日来ていただいて点検をしないと追いつかないということで、今回ふやさせていただきますということで要求させていただきました。

最後になりますが、8ページです。

生活保護費です。これにつきましては括弧の中に生活保護には生活扶助とか住宅扶助とか医療扶助、その他たくさんの項目があるわけなんですけれども、この中の扶助費がちょっと年度途中で今後1年間賄うためには足りなくなるような見込みが見受けられましたので、ふやさせていただくものです。

特にデータから見ますと、医療扶助がやはり非常に伸びが大きくて、生活保護全体では、まだ今の見込みなんです、トータルで4%ほど今年度は伸びるかなというような見込みはしていますけれども、特にその中でも医療扶助が6.8%、現在も伸びているような状況で、このあたりが非常に保護費全体に占める割合が半分近くになるものですから、このあたりが支出の見込みが多いだろうということを見込みまして、特に今回増額させていただくものです。

ちなみに、医療費が多いということの原因には、高齢者がやはり生活保護を受ける割合が多くて、やはりほぼ半分が生活保護の世帯というところで、そうすると当然医療費の部分の医療扶助がふえるということと、介護補助という部分がやはり若干ふえてくるという傾向が見られます。

あともう1つ、住宅扶助が今までの経過からいきますと4.6%ぐらい中間分なんですけれどもふえていっているような状況で、やはりこれは生活保護のベースは、申請を受ける段階でほとんどの方が家を持っていないというか、結局生活保護受給に当たって住宅費もやはり当然合わせて受給しなければいけないというような状況で、費用がふえてきているというような状況でございます。

以上、簡単ですが、今回の増額についての説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。  
伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許

します。

藤村委員。

藤村委員 まず、6ページの障害者福祉サービスの扶助費なんです、これは例年に比べことは特にふえたというご説明だった、周知されたか何かでふえたかなということだったんですが、もう一度確認を。

伊藤委員長 課長。

菊地社会福祉課長 私のほうの説明がひょっとしたらちょっと誤解を受ける説明だったかと思うんですが、例年に比べてことが特別ふえたということではなくて、ここ数年サービスの浸透というものが図られたものですから、年々ふえてきているというような状況にはございまして、ことし特に傾向的に見られるのは、施設でのサービス利用というんですか、作業所とか、そういうところでの利用の内容がふえたということで、増額を要求させていただいたものでございます。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 毎年この時期に大体このぐらいの金額が足りなくなる見込みになるということですか。

伊藤委員長 課長。

菊地社会福祉課長 金額の大きさというのはあると思うんですけれども、時期的には、やはり年間を通して12月の時期に3月分のほぼ、めどというか、大体たちますので、この時期に増額というところが見えてくるような時期になります。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 わかりました。

あと8ページの生活保護費の扶助費なんです、やはり医療費がふえているということなんですけれども、高齢者の方、特に病気にやはり傾向はありますか。

伊藤委員長 課長。

菊地社会福祉課長 病気に傾向というのは、一般

的なところで生活保護を受けている方と受けていない方、多分そんな大差はないと思うんですが、高齢者に一般的に多い高血圧とか糖尿とか、やはり成人病と言われる一般的な生活習慣病と言われるとか、そういう病気がやはり一般的には多いというふうに感じています。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 独居の方というのもやはり、独居の高齢者の方も多いんですか。

伊藤委員長 課長。

菊地社会福祉課長 やはり生活保護を受けるに至るところでは、親族の扶養というか、そういうところがないということと、あとは傾向として核家族化というところから生活保護を受けざるを得ないというような状況になりますので、高齢世帯、そして独居高齢者というのは、データとしては...  
...ちょっとお待ちください。

伊藤委員長 係長。

印南保護係長 27年10月末現在の数字をご報告申し上げます。

高齢者、65歳以上の世帯の方の単独世帯、独居世帯、これは世帯数になります。384世帯、世帯数イコール384名ということになっております。

以上です。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 ちょっとこの審査に直接関係する質問じゃないかもしれないです、ごめんなさい。その独居の方で、高齢者の方で生活保護を受けている方がどのように健康管理をしながら、医療費がかからないように、例えば市としてかかわることができるのかどうか。ただ申請があったものを扶助費としてするだけでは、どんどんふえていってしまうのかなと思ったんですけれども、そういうことって、ある程度市で計画的に何か対策って打てるんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

菊地社会福祉課長 すごく難しいんですけども、一般的には高齢世帯への市の対応というか、ケースワーカーの対応といたしますのは、おおむね特に問題を抱えていなければ3カ月に一度の訪問というようなことで、そのときにはほとんど高齢者の場合には通院とか介護サービスとか、そういうところでの相談というところで、特にそこだけを取り出して、特に健康管理とかそういうところの指導というところまでは、実際のところはやっていないというか、できないというか、そういうところが実情でございます。

伊藤委員長 よろしいですか。

藤村委員 余りこれは深めないです。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

磯飛委員。

磯飛委員 まず、6ページの1項1目の一番下、生活困窮者自立支援事業、困窮者の子どもたちに学習機会を与えてくれて大変ありがたい施策だと思っておりますが、それが当初見込み50人ぐらいが100人になったということで、困っている方のやはり子どもたちに学習をさせたいという思いがあつてのことだと思います。

これ、わからないので確認したいんですけれども、生活困窮者とはどういう人たちが該当するんですか。

伊藤委員長 課長。

菊地社会福祉課長 うちのほうでも要綱をつくってやっております、1つが生活保護受給世帯であると、もう1つが準要保護世帯ということで、就学援助なんかを受けている、給食費とか学用品とか、そういうところの世帯でございます。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 今年度、この支援事業をどこでやっているんですか。

伊藤委員長 課長。

菊地社会福祉課長 どこでというのは、学習の場所ということですよ。

磯飛委員 そうです。

菊地社会福祉課長 市内10公民館、公立の。ちなみに各中学校が10カ所ありまして、その一番最寄りのというか、その公立の公民館でそれぞれ行っております。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 この件についてはわかりました。

8ページで生活保護費の中の扶助費で、先ほど藤村委員のほうからも医療費について質問ありました。また、説明もありましたが、この医療費というのは、生活保護者は当然のこと保険に入っていない、病気になって病院でかかった費用を市のほうでお支払いするという仕組みだと思んですが、これ当然保険払っていないので、医療費の実際かかった実費というんですか、それをお支払いしているかどうかお聞きします。

伊藤委員長 課長。

菊地社会福祉課長 そうです。普通、一般の保険を払っている方は自己負担というのがあって、3割とかということで払っていただくんですけども、生活保護の場合には保険を持っていないので、10割の医療費の全て請求が来まして、それを全てお支払いするというようなことになります。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 その市のほうでお支払いしている医療費の額というのはわかりますか。

伊藤委員長 課長。

菊地社会福祉課長 これはことしの4月から9月までのもので、実績でお話しいたしますと4億8,532万9,430円です。ちなみに去年は同時期で4億5,457万1,620円と。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 これ当然国・県からの補助というのが出るんだと思うんですけども、この割合というのはどのくらいになりますか。

伊藤委員長 課長。

菊地社会福祉課長 生活保護費の扶助費につきましては、県からは出ません。国から4分の3出るんです。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 4億8,000万円の中の4分の3は国からという解釈でよろしいんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

菊地社会福祉課長 はい、そうです。

磯飛委員 はい、わかりました。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を原案のとおり可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第87号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 社会福祉課の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、社会福祉課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時51分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 国保年金課の審査

伊藤委員長 それでは、国保年金課について審査を行います。国保年金課については常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会第二分科会に切りかえ、審査を行います。

国保年金課の皆様申し上げます。議案の説明に当たりましては簡素明瞭にお願い申し上げます。

#### 議案第87号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

稲垣国保年金課長 議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）についてご説

明を申し上げます。

補正予算執行計画書、2ページからとなります。

一般会計歳入、15款県支出金、1項1目民生費県負担金、この中の3つの一番下でございます。

後期高齢者医療保険基盤安定負担金665万4,000円、追加補正いたします。これは県のほうの交付決定による追加でございます。

次に、6ページ、歳出となります。

一般会計歳出、3款民生費、1項社会福祉費1目社会福祉総務費、2行目からの国民健康保険特別会計繰出金、こちらは3,612万8,000円の減額でございます。内容は職員給与費減額に伴うものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計繰出金882万3,000円の追加でございます。こちら先ほど歳入で基盤安定分の県の負担金が歳入になりまして、保険料軽減分の4分の1を市が上乘せして特別会計へ繰り出すものでございます。

次に、後期高齢者医療負担金1,989万9,000円を追加いたします。これは医療費の増に伴う広域連合への納付でございます。

以上、国保年金課所管一般会計補正予算であります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第87号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第88号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 次に、議案第88号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

稲垣国保年金課長 議案第88号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

執行計画書は15ページからとなります。

まず、歳入でございます。

5款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金でございます。こちらは1億3,353万9,000円を追加補正いたします。これらは交付決定に伴う補正でございます。

次に、9款繰入金、1項1目一般会計繰入金でございますが、3,612万8,000円減額いたします。こちらは職員給与費の減額によるものです。総務課所管となっております。

次に、2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1億1,411万9,000円を減額いたします。この理由は歳入増に伴うものでございます。

次のページ、16ページになります。

歳出でございます。1款総務費、1項1目管理

費職員給与費でございますが、3,612万8,000円の減額となります。内容は総務課所管となっております。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費、3目一般被保険者療養費1,387万8,000円を追加いたします。こちらは医療療養費の給付に伴う不足が予想される補正でございます。

次に、4目退職被保険者等療養費149万2,000円を追加いたします。これも同じく不足が予想されるための補正でございます。

次に、11款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金、こちらは課税課所管になるんですけども380万を追加補正いたします。

次に、同じく課税課所管になるんですけども、4目の一般被保険者還付加算金25万円を追加いたします。

以上、歳入歳出それぞれ1,670万8,000円を減額し、補正予算後の予算161億9,609万6,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

伊藤委員長 説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第88号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり可

決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第88号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第89号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 次に、議案第89号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

稲垣国保年金課長 議案第89号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

執行計画書17ページでございます。

まず歳入で、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金で5万円を減額いたします。不用額が生じたためでございます。

次に、2目保険基盤安定繰入金で887万3,000円を追加補正いたします。

次に、4款諸収入、1項雑入、2目の広域連合事務局勤務職員人件費72万9,000円を減額いたします。こちらは総務課所管となっております。

4目保険料還付加算金補填金2万5,000円を追加補正いたします。こちら課税課所管となっております。

次に、18ページ、歳出になります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費職員給与費で77万9,000円の減額となります。総務課所管でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1目で後期高齢者医療広域連合納付金で887万3,000円を追

加補正するものであります。これは一般会計から繰り入れの分をそのまま追加いたします。

次に、3款諸支出金、1項3目保険料還付加算金2万5,000円を追加補正いたします。課税課所管となっております。

以上、歳入歳出それぞれ811万9,000円を追加し、補正後の予算9億1,355万6,000円とするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第89号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第89号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 国民年金課の皆さんからは、何かございますか。

課長。

稲垣国保年金課長 1件だけご報告申し上げます。

後期高齢者医療制度は、特別地方公共団体栃木

県後期高齢者医療広域連合が運営しております。

このたび、広域連合監査委員に当市選出の広域連合議員の中村市議会議長が就任されました。

以上、報告申し上げます。

伊藤委員長 それでは、国保年金課の審査を終了いたします。

なお、今回出席のない健康増進課につきましては、今定例会において委員会に対する付託案件はございません。

これで保健福祉課の今定例会における審査は終了となりますが、保健福祉部全体として何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

伊藤委員長 なければ、以上で保健福祉部の審査を終了いたします。

大変ご苦労さまでした。

ここで10分間の休憩をいたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 子ども未来部の審査

伊藤委員長 ただいまから子ども未来部の審査を始めます。

初めに、藤田子ども未来部長からご挨拶をいただきます。

藤田子ども未来部長 （挨拶）

伊藤委員長 ありがとうございます。

#### 子育て支援課の審査

伊藤委員長 それでは、子育て支援課所管の常任委員会審査を行います。

子育て支援課の皆様申し上げます。議案の説明に当たりましては、簡素明瞭にお願い申し上げます。

#### 議案第100号の説明、質疑、

#### 討論、採決

伊藤委員長 議案第100号 那須塩原市保育園条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

石塚子育て支援課長 それでは、議案第100号 那須塩原市保育園条例の一部改正についてご説明をいたします。

恐れ入ります、議案資料の59ページをごらんいただければありがたいと思います。

こちらに新旧対照表がございますので、これを見ていただきまして、ご説明申し上げます。よろしいでしょうか。

本案につきましては、保育園の整備計画に基づきまして、那須塩原市立とようら保育園を平成28年4月1日、来年の4月1日から民営化するに当たり、条例がございますこの別表ですね、別表のちょうど真ん中がございますとようら保育園の項を削除するものでございます。ちなみに民営化の移管先としましては、社会福祉法人那須若葉会でございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第100号 那須塩原市保育園条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとする  
ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第100号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

#### 議案第87号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 それでは、ここで常任委員会を予算常任委員会第二分科会に切りかえ、審査を行います。

議案第87号 平成27年那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

石塚子育て支援課長 それでは、議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）についてご説明をいたします。

補正予算執行計画書の6ページをお開きいただきたいと思います。

6ページ、一番下のほうになりますが、3款民生費、2項1目児童福祉総務費の3001事業、一番

下になります。3001事業、子ども・子育て支援事業でございますが、19節負担金補助及び交付金の県営事業負担金として31万3,000円を補正するものでございます。

この事業なんですけれども、現在、子育て施策を進める上での大きな課題となっております保育の担い手不足、これらを少しでも解消していくために、本年度から始まりました子育て支援新制度において子育て支援員、昨日の質疑のほうでもいただいたんですけれども、この子育て支援員をふやしていくというために栃木県、県のほうで研修を実施いたします。その研修の費用を県内の各市、町、市町で人口割で負担するというところで、那須塩原市については31万3,000円という負担額が示されたところでございます。

この子育て支援員なんですけれども、育児経験がある方、育児の経験等がある方が一定の研修を受けることによって得られる資格ということで、例えば小規模保育とか家庭的保育、または企業内の託児所とか乳児院、こういったところの補助的な職員、また放課後児童クラブなんかの補助員、こういった形で働くことができるというものでございます。

この研修なんですけれども、来年1月以降に実施する予定でございまして、まだ詳細については届いていないんですけれども、これを希望する方につきましては、基本的な研修という、共通の研修というのを8時間程度、ここに、さらに専門的な研修というのをおおむねなんですけど、8時間程度受けるというのが義務づけられているところでございます。

続きまして、8ページをお開きいただきたいと思ひます。

上からちょうど2つ目といたしますが、4款の衛生費、1項3目でございます。保健衛生費の3001

事業、妊産婦医療助成事業でございます。20節の扶助費として350万円を補正するものでございます。

妊産婦医療につきましては、当初予算のときに3,960万円ほど計上をさせていただきましたが、助成の件数でありますとか、助成の単価がやや増加傾向にございます。それと、例年のことなんですけれども、いわゆる10月から来年の3月までの間につきましては、上半期、前半に比べて約10%程度、毎年増加の傾向がございます。そういったことを見込みまして、決算額で約4,310万円程度になるかなというところで、その差額の350万円を今回補正ということで計上させていただきましたのでございます。

ちなみに、助成件数の増加の要因でございますけれども、これにつきましては制度の周知等が図られてきたということで、助成をする方がやや増加傾向にあるということと、この助成の単価の増加の傾向としましては、近年切迫流産とか、切迫早産などによって診療される方が増加の傾向にあるということで、それらに伴って診療の額も若干ふえてきているというような分析をしているところでございます。

次に、この妊産婦医療助成事業に対しましての歳入がございますので、恐れ入りますが、2ページをお開きいただきたいと思っております。

2ページ、真ん中よりやや下になるんですけれども、15款県支出金、2項3目衛生費県補助金の保健衛生費補助金に、この妊産婦医療助成費補助金として161万8,000円を計上してございます。先ほどご説明申し上げました妊産婦医療助成金のほうに充当する県の補助金でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

副委員長。

平山副委員長 今回の6ページの子ども・子育て支援の研修なんですけど、ご丁寧な説明をいただいたんですけども、これは育児経験者であれば、特別な肩書とかそういうのはなくても、あとは年齢なんかは、上限というか、どのくらいまでだったとか、これからおいおい決めるんでしょうけれども、お伺いします。

伊藤委員長 じゃ、課長。

石塚子育て支援課長 すみません、担当の係長に答弁させていただいてよろしいですか。

伊藤委員長 係長。

菊地子ども福祉係長 年齢的な制限というのは特にございません。

それから、育児経験者ということですので、必ず育児経験した人でないということではなく、子育て支援に興味があるというか、そういった関心がある方であれば、こういった研修を受けていただくことで、それぞれの事業に従事していただくための支援員という資格が与えられるということになりますので、こういう支援に関心がある方であれば、こういった研修のほうは受けていただけるものとなっております。

平山副委員長 ありがとうございます。

伊藤委員長 よろしいですか。

磯飛委員。

磯飛委員 関連。

当然、男性でもよろしいんですか。

伊藤委員長 はい。

菊地子ども福祉係長 男女の制限というのはありませんので、男性の方でも関心がある方であれば、もちろん従事していただくことができるようになっております。

磯飛委員 はい、わかりました。

休憩 午後 2時25分

伊藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

再開 午後 2時25分

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。もう一度聞きます。

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

保育課の審査

伊藤委員長 保育課について審査を行います、保育課については常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会第二分科会に切りかえ審査を行います。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 ご異議ないものと認めます。

議案第87号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 子育て支援課の皆さんから何かございますか。

課長。

石塚子育て支援課長 特にございません。

伊藤委員長 それでは、子育て支援課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

執行部入れかえのため、暫時休憩をいたします。

石塚子育て支援課長（保育園整備計画の説明について）

議案第87号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 保育課の皆様に申し上げます。議案の説明に当たりましては、簡素明瞭をお願いを申し上げます。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

高久保育課長 それでは、議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）につきまして、補正予算執行計画書をもとに説明させていただきます。

執行計画書ですけれども、7ページをごらんください。

申しおくれました。歳出を中心に説明させていただきます。

それでは、7ページをお開きください。

3款2項2目保育園管理費でございます。2001事業、保育園臨時職員費事業です。こちらですけれども、賃金が3,258万3,000円、こちらですけれども、保育園の臨時職員の賃金でございます。

増額となりました理由につきましては、新制度に伴いまして、土曜保育が半日から1日になったこと、それから保育の標準時間、11時間なんですけれども、こちらが定められたことによりまして、保育園の開園時間、こちらのほうが延びました。そういったことに伴います時差対応職員の増によります。

2点目としましては、発達支援児、こちらがふえてきておりまして、その発達支援児を見るために保育士の加配を行っております。その保育士の増でございます。

3点目といたしましては、産休、育休の取得職員がふえたことによります代替職員の増に伴いまず増額でございます。

続きまして、2番目です。

5001事業、東那須保育園管理運営事業です。こちら需用費の中の光熱水費でございます。電気、上下水道、ガス代20万8,000円の増です。

こちらにつきましては、給食調理におきますガス代、水道代、こちらのほうが不足する見込みということで計上させていただきました。

続きまして、14001事業、南保育園管理運営事業でございます。こちら備品購入費、冷凍庫の購入に充ててございますが、32万4,000円でございます。

こちらの冷凍庫でございますけれども、現在ある冷凍庫は老朽化のため、ちょっと温度調節ができなくなっているということになってございまして、過日行われました県北保健所の指導監査の結果、マイナス20以下で検食を保存すべきというふうにされているということで、それができない

ということで、新しいものを更新する必要があるということで載せてございます。

続きまして、18001事業、保育所広域利用運営費でございます。こちらは、広域の入所委託料でございます。1,272万2,000円でございます。

こちらは、那須塩原市に住所がある児童が他市町村の保育所等に入所した場合、その施設への給付費、運営費の給付ということで委託料を計上させていただいておりますが、委託人数が当初よりもふえております。

それとあと、給付費の加算でございますが、保育士の平均勤務年数での加算、それから給与改定での加算など、こういったものを精査し見込まれる不足額を計上させていただいております。

続きまして、3款2項3目認可保育園費、1001事業、認可保育園運営費でございます。

こちら、まず委託料でございます。こちらのほうは、市内の認可保育園、認定こども園、小規模保育施設、それから家庭的保育施設の運営費委託料でございます。

先ほどの広域入所と同様に、給付費の加算について精査しまして、見込まれる不足額を計上させていただいております。

次です。補助金です。3,053万6,000円でございます。

補助金の内訳といたしまして、まず子ども・子育て支援交付金、こちら国・県の補助事業になりますけれども、こちらが2メニューございます。一時預かり事業補助金、こちらが2,296万1,000円。それから新規事業でございますが、実費徴収に係る家族給付ということで72万円ということで、2種類の補助金を計上させていただいております。

一時預かり事業補助金のほうにつきましては、民間の保育園、認定こども園、地域型保育施設等で実施している施設に在籍していない乳幼児を対

象に一時的に預かる事業でございます。あと、幼稚園等でも実施しておりまして、こちらは在籍する満3歳以上の幼児を対象に、教育時間というものがございまして、こちらの前後、それから長期休業中に一時的に預かる事業でございます。

こちらの2種類ございまして、当初計上させていただいておりますけれども、事業の実施園の増加によりまして、今回補正のほうをさせていただいております。

新規事業のほうの実費徴収に係る不足分でございますが、こちら生活保護世帯に属する児童の給食費のうち副食材料費、主食じゃなくて副食のほうの材料費負担ですけれども、こちらのほうの補助という形になりますが、こちらは1号認定、教育認定のみの対象になります。

もう一つあるんですが、教材費、それから行事費など、そういったものの費用の一部を補助することになっておりまして、合わせて72万を計上させていただいております。

それと、次に発達支援児保育事業補助です。こちらは、市単補助になってございます。

発達支援保育審査会というものがございまして、こちらで保育園とか認定こども園等に在籍する児童につきまして、特別な支援が必要と認められた園児等に対しまして、必要に応じた保育士を加配する、加配した場合の補助ということになります。

こちら支援児等が増加しておりまして、そのための加配の保育士の雇用がふえるということでの増になっております。

次に、日本スポーツ振興センター共済掛金補助になっております。こちら市単補助です。

こちらは、児童の災害に対する共済に加入した場合の補助になってございまして、当初計上してございましたけれども、認定こども園等の児童数もう一度再計算をし、精査して不足額を計上した

ものでございます。

次が、第三者評価受審補助です。こちら市単になっております。

こちら、第三者評価というのを受けることになっているわけなんですけれども、こちらを受けた場合の補助でございまして、若干不足が見込まれるので、こういった額ということで計上させていただいております。

最後になりますが、延長保育減免分の補助になっております。こちら市単補助でございまして、

市の規定でもって延長保育料、こちらのほうが減免を行うことになるんですけれども、そういった場合に通常支払われるべき延長保育料、そういったものが入ってこなくなるということで、その分に対しての補助でございまして、216万円でございます。

それから、続きまして償還金のほうになってございます。

償還金4,071万6,000円でございます。

ごめんなさい、4,076万1,000円ですね、すみません。

〔「いや、いいんじゃないですか」と言う人あり〕

高久保育課長 いいんですね、合っているんですね、すみません。

こちらにのせてございます償還金なんですけれども、いずれも確定及び再確定はまだしておりませんが、今年度中の返還になるということが予定されておりますので、今回12月補正で計上させていただいております。

まず、一番上の平成26年度保育所運営費負担金精算に伴う返還金でございまして、こちらは国への返還、県への返還含みまして120万7,000円でございます。

同じく、平成26年度保育対策等促進事業費補助

金精算に伴う返還金ということで、こちらは休日保育とか病後児保育、それから延長保育等に関する補助金でございます。こちらが1,313万円でございます。

それと、平成26年度保育緊急確保事業費補助金精算に伴う返還金、こちらも国と県の分になってございますけれども、保育士等処遇改善、それから地域子育て支援拠点支援事業等に係る補助金でございます。521万6,000円でございます。

その次が、平成25年度栃木県安心子ども特別対策事業費補助金精算に伴う返還金でございます。こちらが保育士等の処遇改善に係るものになってございまして、38万3,000円を計上させていただいております。

こちら、平成25年度分につきまして再計算をさせていただきまして、過大に請求していたことが判明したため、自主的に返還するものがございます。

続いての説明に入る前に、申しわけございません、ここで資料を配付させていただきたいと思っております。しばしお時間をください。

(資料配付)

高久保育課長 すみません、お手元に配付させていただきました資料をごらんいただければと思うんですけれども、予算執行計画書で平成22年度から平成25年度景気対策等促進事業費補助金の返還金ということで2,082万5,000円計上させていただいております。この件につきまして、別紙でもって説明をさせていただきたいと思っておりますので、ただいまお配りしました資料をごらんいただければと思います。

こちらにつきましては、平成27年3月、ことしの3月の会計検査、実地検査の経過に伴う補助金の返還ということでご説明を以前にさせていただいたものなんですけれども、保育対策等促進事業、

この中の延長保育促進事業の補助金につきましての返還になるものでございます。

この保育対策事業、延長保育促進事業につきましての内容と、それから要件でございますが、1番の事業の内容及び実施要件をごらんいただければと思います。

延長保育促進事業に関しましては2つほどメニューがございまして、延長保育推進事業、こちら基本分というふうに分けてございますけれども、次に説明します の延長保育事業を実施する民間保育所におきまして、開所時間内に最低基準で配置した保育士及びその他の補助金、こちらを対象となり配置された保育士のほか、そのほかに保育士を1名以上配置するというのが事業の主な内容でございます。

もう一つメニューございまして、延長保育事業、こちら加算分というふうに呼んでございます。こちらは、11時間の開所時間の前後の時間におきまして、さらに30分以上の延長保育を実施するものでございます。こちらは、児童の年齢及び人数に応じた保育士の配置が必要となってございまして、2名を下ることはできない、最低2名いなければならないというような事業でございます。

こちらの の基本分、こちらを請求するのは単独ではできません。 の請求のためには の加算分の実施が必ず必要になっていくというのが要件になってございます。

続きまして、2番ですけれども、補助金の概要についてですけれども、こちら児童手当法に規定する児童育成事業というものがございまして、それで市町村が行う延長保育促進事業費等に対しまして、都道府県が補助をいたします事業費、これに要する費用の一部を国が交付するものということで、ちょっとわかりにくいのですが、県を通して国の分をいただいておりますということ

で、そういった補助金でございます。民間保育所において、開所時間を超えて保育に取り組む場合に補助するものとされているところでございます。

補助率は、県が3分の2ということになってございますが、先ほど申しましたように県を通じて国庫分が出るということになっておりますので、3分の2を補助した県に対しまして、国がその半分を補助するということになってございます。ということで、最終的にはおおよそではありますけれども、国と県と市がそれぞれ3分の1ずつ負担するような割合ということになってございます。

3番に移らせていただきます。

こちらの返還が出ました経過につきましてご説明いたします。

会計検査受検をしたのが平成27年3月9日でございます。その中で、平成25年度分の保育対策等促進事業費補助金の中の延長保育事業分につきまして指摘がございました。ということで、平成21年度から24年度について再計算、再算定を行うよう指示をされたところでございます。結果、21年度分につきましては基準額を超える支出額があったということで、今回の返還には当たらないということで除外となりました。

最終的に、対象になる、ならないとかいろんな計算をもう1回させていただいた結果、訂正分の実績報告書、こちらのほうを、どうしてこういったことが起きたのかというてんまつ書とともに、10月15日に県のほうに提出させていただいております。ご存じのとおり、議員全員協議会で11月12日に説明をさせていただいたところです。

先ほども再確定のお話、ちょっとさせていただいたんですが、まだ再確定の連絡は来ておりません。

それでは4番、返還金とその原因ということでございます。

何でこういうことが起こったのかということなんですけれども、大きな原因といたしまして、延長保育の加算分における補助基準額、こちらを算定するに当たりまして、その方法を誤ってしまったということが大きな原因でございます。

なぜ誤ったのかということが、下に2つ書いてございますが、延長時間の定義というのがあります。それと、平均対象児童数、こういったことを把握した上で基準額というものが決まってくるんですが、その考え方に誤りがございました。その中で、厚生労働省から事務連絡でもって出ている細かい算定方法、そういったものをとらずにやってしまったということが原因というふうにご考えておるところでございます。

次のページ、ごらんください。

国の補助金の交付要綱、それから県の補助金の交付要領、そういったもの、それから先ほど申し上げました厚労省の事務連絡に基づく正規の方法に関してのご説明をさせていただきます。

まず、延長保育開始から30分の基準額というふうに出ているんですけれども、延長保育開始から15分経過して、平均対象児童というものが1人以上いれば、30分の基準額ですよというふうになっているんですけれども、延長開始、保育開始というのが閉所時間6時だとすれば、6時15分経過して1人以上いれば30分間延長しますということになります。6時というのは一つの例でございます。

2番としまして、延長保育1時間の基準額ということになっていますが、こちら延長保育開始から30分経過後の平均対象児童数が6人以上いること、これが条件になってきます。こちらは30分経過後ですので、6時が閉所時間だとすれば6時30分を経過してから6人以上いることが条件になっています。こちらですと延長保育1時間の基準額というもので請求できることになっております。

3番でございます。こちらですが、1時間30分経過後というふうに書いてございます。これが延長保育の2時間の基準となります。これに対しまして、1時間30分経過後ですので、6時閉所とすれば7時30分過ぎまで、30分間置きなんです、こういった時間を経過してなお3人以上いること、こういったことが条件になってきます。

これ以上長いものもあるんですが、那須塩原市としては2時間ぐらいの見込みになってきますので、ずっと長い該当はもともとないのではないかと、うふうに思われますので、省略させていただきます。

この中で、2番、  
、  
の場合、平均対象児童が例えば1時間の場合、6人以上となっていますが、6人にならない場合、そういった場合は30分ということで、人数のクリアができない場合には  
の30分になってしまうという考え方でございます。

これに対しまして、市で算定していた方法でございます。延長保育の開始時間から1時間の間で6人未満で1人以上、これ普通逆なんです、1人以上6人未満、こういった場合には30分の基準額で契約をし、算定をさせていただいております。同じように、1時間の場合も1時間というふうに考えておまして、6人以上いる場合ということで1時間の基準額で算定をさせていただいていました。同じように、2時間の場合には3人以上で2時間というふうに考えてございました。

やはり、2番、3番におきまして、平均対象児童をクリアできない場合には30分という形で算定して計算をさせていただいていたということになってございます。

ということで、とにかく細かな部分での算定、再算定もございましたけれども、大きな考え方の誤りというものがこういうことになるのではない

かなと思われましたので、ご説明をさせていただきました。

この会計検査に伴う補助金の返還につきましては、先日の本会議におきましても、議員の皆様からご質問をいただきました件で、まず複数年度にわたる補助金の返還を生じることになり、皆さんに大変ご心配をおかけしていることについて深くおわび申し上げます。

今後は、このようなことが起きることのないよう、チェック体制を十分強化いたしまして、適正な国・県補助金の請求及び事業の執行に努めてまいります。この場をお借りしましておわびさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

伊藤委員長 部長。

藤田子ども未来部長 私のほうからも一言申し添えさせていただきます。

今回の件に関しましては、皆様にご迷惑をおかけしているところでございます。

ただいま課長が申し上げましたように、今後このような事態が起きないように、事務処理の適正化を図っていきたく思いますので、どうぞよろしく願いいたします。大変申しわけございませんでした。

以上です。

伊藤委員長 それでは説明が終わりましたので……失礼しました。

課長。

高久保育課長 すみません、ちょっと中断させていただきます。申しわけございません。

では、執行計画書の7ページにお戻りいただいでいいでしょうか。続きの説明をさせていただきます。

3款2項8目放課後児童対策費でございます。こちら1001事業、放課後児童対策事業の償還金で

ございます。201万6,000円でございます。こちら  
も実はまだ確定はいたしておりませんが、今年度  
中の返還になる予定ということで計上させていただ  
いております。

こちらは、平成26年度子育て総合支援事業費補  
助金精算に伴う返還金ということになっておりま  
す。放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブ  
の運営に対する補助金でございます。こちらの返  
還金になってございます。

続きまして、12ページをごらんください。

10款教育費でございます。4項2目幼稚園就園  
奨励費でございます。こちら1001事業、幼稚園就  
園奨励費の補助金になってございます。こちら私  
立幼稚園の就園奨励補助金でございます。965万  
円でございます。

こちらは、国庫補助金の補助単価、こちらが増  
額になってございます。それと、満3歳での途中  
入園、こちらが予想よりも増加しておりまして、  
その不足する分について計上させていただいてお  
ります。

歳出は以上なんですけれども、引き続きまして  
歳入、ちょっと軽く説明をさせていただきたいと  
思いますので、よろしく願います。

執行計画書の1ページをごらんください。

真ん中より下なんですけれども、14款国庫支出  
金でございます。14款1項1目民生費国庫負担金  
でございます。こちらの中の2段目、児童福祉費  
負担金でございます。こちら保育所運営費負担金  
です。運営費負担金の額が1億2,542万8,000円  
でございます。こちらは利用児童数の増加に伴う補  
正でございます。

続きまして、2ページをごらんください。2ペ  
ージの一番上のほうでございます。

同じく、国庫支出金の2項4目教育費国庫補助  
金になります。こちら、幼稚園費補助金でござい

ます。その中の幼稚園就園奨励費補助金でござい  
ます。こちら、先ほどの幼稚園就園奨励費補助金  
支出のほうと連動いたしております。国庫補助金  
は3分の1なんですけれども、圧縮率なんです  
がかかっておりましたので、10%を想定してござ  
います。536万7,000円の計上となっております。

最後でございます。その下、15款県支出金で  
ございます。15款県支出金の中の1項1目民生費県  
負担金、真ん中ですね、児童福祉費負担金でござ  
います。保育所運営費負担金6,271万5,000円。こ  
ちら、先ほど申し上げました国庫負担金と連動し  
ての負担金でございます。

簡単ではございますが、説明を終わりにさせて  
いただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご検討くださいますよう  
お願い申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許  
します。

藤村委員。

藤村委員 ちょっと部局からどのようにお聞きし  
たらいいのか。

ご説明をいただいたんですが、とっても難しい  
ことなので、きょうお聞きしようと思ったことは  
説明書をつけてきてくださったので、どこをどの  
ように公認したかというのをご説明いただいたん  
ですが、その内容はちょっと今見てぱっとすぐは  
わかりませんので、これって本来物すごく難しい  
ものなんですか、役所の方にとっても。

〔「これって何ですか」と言う人あり〕

藤村委員 ごめんなさい。認可保育園運営費の、  
すみません、償還金の件です。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 私どもが今ご説明申し上げた限り  
においては、それほど難しいというふうには皆様  
も思われなかったのかもしれない。ただ、これ

が文章で表現されたもの、要綱なんですけれども、そちらのほう等の解釈ですね、その解釈につきまして、厚労省のほうの事務連絡というものがきていまして、その事務連絡の中の部分について今、記載させていただいております。

1時間の考え方というのが、30分であれば、15分を1秒でも過ぎていけば30分ですとか、1時間は30分が31分を超えていればとか、そういった細かい内容のことでして、何というんでしょう、かなり読み込まないと、ぱっと見た限りではちょっと誤認をするようなところもあるような気はいたしております。

なので余り、簡単なのか、難しいのかというような判断につきましては、私のほうではっきりと、これは簡単です、難しいですという判断はちょっといたしかねるというのが、申しわけございません、実感として思っております。

以上です。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 そういうふうにお聞きしましたのは、いろんなこういう補助制度って、やっぱり物すごく複雑なんだと思うんですね。複雑であればあるほど、やはり担当者がかわったりとか組織が変わったりして、その解釈の仕方が人によって変わっては間違いが起きてしまうという、その懸念が今回現実になったと思いましたので、先ほど事務の間違いないように適正化を進めるというご説明だったんですけれども、難しいか、難しくないかは個人差もあると思いますし、一概には言えないんですけれども、人間がかかわっていることで、難しいものを読み解いていくのに個人差が起きたり、ミスが起きないようにするために具体的にどのように適正化をされるのか、その点をお伺いしたいんです。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 こういった県からの通知、国からの通知なんですけれども、新しい制度でもってどんどん、それこそ何というんでしょう、物すごい量が出てきております。それを適切に見きわめて、何というんですか、どれが那須塩原市として取り組むべきところに合ったものなのかどうか、そういう事業の選択を含めまして、きちんとしたそういったものの読み込みですね、そういったものをするように、課員一同取り組めるように、指導、それからチェックを図っていきたいと思っております。

それと、こういった補助金とかの申請に関しての書類なんですけれども、複数の目を通じてチェック体制ができるように考えていくように思っているところでございます。やはり一方的に見てしまうということになると、見えてくるものも見えてこないのではないかとというようなことも考えられますので、複数でもってチェックをしていく、そういったことを考えているところでございます。伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 制度が変わったりするときに、説明会とか、そういうものはないんですか。いきなり書類だけがぼんとおりてきて、自分たちで判断するようにということですか。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 すみません。あるものもあるらしいんですが、最近は書類がメールでどっと送られてくる感じで、説明会のようなものは特にないというふうに認識しております。

以上です。

伊藤委員長 部長。

藤田子ども未来部長 私のほうから補足をさせていただきますと、今回27年度で新たな子ども・子育ての支援制度が行われるようになったことに関しましても、年度がかわる間にどっとメールが

来たりとか、あとはさかのぼって制度の説明の、それこそメールが来たりというのが多々ありまして、そのたびごとに担当のほうがいりいろなもの単価とか、そういうものを確定ができない。それによって本市の事務のやり方を変えなきゃならないということも当然ございますので、この辺本当に時間に追われながらやっているのが現状です。

それを言いわけにするわけではないですけども、当然のことながら、今後は今まで以上に、担当、係の担当者、それから係長も課長も含めましてよく読み解いて、なおかつちょっと疑問に思ったときにはすぐ県のほうに相談させていただいたりということで、事務、私どもなりに勉強をしていくのが今後適正化を図る上でよりよい道なのかなということでは考えております。

以上です。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 今回、やっぱり県が窓口になっているものなので、県のほうでわからなかったのかなというのを疑問に思っていたんですけども、難しい国の制度がころころ変わっても、結局どの市町村もやはり同じスピードで動いていることですので、本当に国からおりてきているものがわかりにくかったりするものであれば、もうちょっと市町村会で足並みをそろえて、県に対して勉強会を開催してほしいとか、説明会をしてほしいというふうに言われるのも一つかなというふうに考えたんですけども、今回、たまたまこれは那須塩原だけだったんですよね、この問題は。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 今回の会計検査でもって同じような延長保育促進事業費分についてなんですが、私どもで把握しているのは、県内では那須塩原市というふうに挙がっているんですけど、細かいことにつきましては、申しわけないんですけど、情報を持

ち合わせておりません。ただ、会計検査院のほうでホームページでもって公表している中には、県内では載ってはいないんですけども、県外で結構内閣府にやはり返還を求められるような事態に陥ったところもかなり載っているといったような現状でございます。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 あと、きのうの説明で追徴があるかどうかはまだ決まっていないとおっしゃったんですけども、あるとしたらいつごろわかるんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 県のほうと、この関係についてやりとりをさせていただいている中で、県のほうでは2月に補正予算を組むというようなお話があったというふうに聞いております。ということで、2月から3月にかけて、3月という線が濃いのかもかもしれませんが、「だろう」というふうには言われていますが、あくまでもそれはそう予想している範囲ですので、いつというのは全然はっきりとした情報では持ち合わせていないというのが現状でございます。

以上です。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 あと、結局延長保育について、補助制度、時間単位であったり、対象になるものに対する認識が違った形で受けとめていたことで、延長保育の計画を立てて保育所と契約をしたということなんですよね。今回、こうではなくて、こっこのほうが正しかったんだというのがわかった段階で、今後、市として延長保育に対して事業者とのとる契約、那須塩原市がとっていく延長保育の施策に影響がありますか。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 27年度の延長保育に対してのご質

問かと思われるのですが、26年度までは民間保育所との委託契約をもって委託料をお支払いして延長保育を実施していたところなのですが、27年度からは補助金という形で市の民間保育園に対して支払いをするということになっていきますというか、予算のほうもそういうふうにしております。

補助要綱なんかも策定中でございまして、ほどなく交付できると思うんですけども、考え方はきちんと、補助金なので、補助金の交付要綱に戻ったやり方をするというふうにご覧いただいているところでご覧いただき、民間保育園に対しての説明会もほかの市単独補助もございまして、あわせて説明会を実施する予定でございます。

以上です。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 すみません。ちょっと私の理解力が足りなくて申しわけないんですけども、結局補助金の対象の仕組みの受けとめ方が違うことによって、保育園が今後影響を受けることはありますか。今後の話はどうですか。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 特に民間保育園への影響というのはないと思われまして。

伊藤委員長 藤村委員、よろしいですか。

藤村委員 はい。大丈夫です。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 それでは、質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補

正予算（第5号）を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第87号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

高久委員。

高久委員 （保育料の滞納について）

伊藤委員長 保育課の皆さんから、何か。

〔その他でちょっと〕と言う人あり〕

伊藤委員長 中村委員。

中村委員 （会計検査の頻度について）

伊藤委員長 それでは、保育課の皆さんから何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、保育課の審査を終了いたします。

これでこども未来部の今定例会における審査は終了となりますが、こども未来部全体として何かございますか。

〔「特にございません。」と言う人あり〕

伊藤委員長 なければ、以上でこども未来部の審査を終了いたします。

大変ご苦労さまでした。

ここで執行部退席のため暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時18分

伊藤委員長 以上で本日予定いたしました審査は全て終了いたしました。当委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に提出いたしますので、ご一任くださいますようお願いいたします。

#### その他

伊藤委員長 次に、4、その他に移ります。

まず、委員の皆さんから何かございますか。

磯飛委員。

磯飛委員（議会報告会班会議開催について）

伊藤委員長 それでは、ほかに委員の皆さんからまだ何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 わかりました。

なければ、事務局から連絡があります。

事務局。

長岡議会事務局主査（今後のスケジュールについて）

#### 閉会の宣告

伊藤委員長 それでは、これをもちまして委員会を閉会させていただきます。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時27分